

平成 22 年第 3 回
美唄市議会定例会会議録
平成 22 年 9 月 6 日 (月曜日)
午前 10 時 00 分 開議

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

出席議員 (15 名)

議 長	内馬場 克 康 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五 十 嵐 聡 君
4 番	高 田 正 則 君
5 番	高 橋 幹 夫 君
6 番	阿 部 義 一 君
7 番	長谷川 吉 春 君
8 番	米 田 良 克 君
9 番	白 木 優 志 君
10 番	小 関 勝 教 君
11 番	土 井 敏 興 君
12 番	本 郷 幸 治 君
13 番	紫 藤 政 則 君
14 番	林 国 夫 君

欠席議員 (1 名)

副議長 谷 村 孝 一 君

出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
副 市 長	板 東 知 文 君
総 務 部 長	藤 井 英 昭 君
市 民 部 長	岩 本 良 一 君

保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	中 井 英 雄 君
農 政 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 二 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課長	大 崎 聡 君
総務部総務課総務係長	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	白 戸 仁 康 君
教 育 長	安 田 昌 彰 君
教 育 部 長	前 田 敏 和 君

選挙管理委員会委員長	後 藤 泰 彦 君
選挙管理委員会事務局長	秋 場 勝 義 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	林 忠 男 君

監 査 委 員	扇 谷 均 君
監査事務局長	鎌 田 覚 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	岡 嶋 博 文 君
次 長	中 平 匡 司 君

午前 10 時 00 分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

7 番 長谷川吉春議員

8 番 米田良克議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

11番、土井敏興議員。

●11番土井敏興議員（登壇） 平成22年第3回市議会定例会に当たり、私は大綱3点にわたり市長にお伺いをいたします。

発言通告に基づきまして、順次お伺いをさせていただきます。

大綱の1点目は交通行政についてであります。道路の整備について、今日まで自動車、自転車等、あるいは市民の歩行等の安全性の確保や、利便性の向上のために本年度で終了を迎える第5期総合計画においても各種の取り組みがなされてきたところでありますが、この期間の中で2カ年をかけて策定し、実施を図ってきました総合交通体系基本計画等について、3項目にわたりお伺いをいたします。

1つ目は、当時策定された基本計画の事業内容と、それらを踏まえた整備に当たって、今日までどのような経過を経てきたのか、お知らせをいただきたいと思います。

2つ目は、これまでこれらの計画を軸に、実施に当たってはさまざまな要素を加味しながら、事業の重点化を図り、快適さを追求しつつ、道路網の整備に当たるとされてきましたが、その結果、どのような効果があり、また、課題等が浮き彫りになったのか、あればお教をいただきたいと思います。

3つ目は、この総合交通体系基本計画に基づき実施してきたこと。あるいは課題を踏ま

え、明年度から実施予定の第6期総合計画策定に向け、その作業の真ただ中にあると思いますが、見直しも含めながら今後本市における高齢者の割合がますます高まっていく現状を思うとき、次期計画に交通にかかわる整備について、どのような考えを基に反映されるおつもりか、お伺いをいたします。

大綱の2点目は、高齢者所在不明にかかる問題についてであります。去る7月28日、東京都足立区で111歳と言われる方が遺体で見つかったことに端を発して、以降約1カ月足らずの期間で100歳以上の高齢者について、全国的にはすべて取りまとめられていない状況にもかかわらず、約300人にも上る所在不明者が確認され、これが戸籍上の生存者となると200歳、あるいは180歳代が出現するなど、また、道内においても、最高齢は146歳との報道がなされてきたところでもあります。

さらには、年金の記録をたどっていきますと、100歳以上の人口の2倍を超える人数となる事態にもなっているとのことであり、世界に誇る日本の統計調査等を初めとする根拠数字がその信憑性を初め、大きく揺らぎつつあるのも残念であります。事実として受けとめざるを得なくなるのではと危惧をするところでもあります。

法務省の見解では、届け出がない場合は法律上戸籍の削除は義務づけとはなっていないため、各自治体において戸籍が残ってるのが現状と思われるとのことでもあります。しかしながら、制度上必要ではないにせよ、不自然な戸籍を放置することは、行政として望ましい姿ではないとの指摘もあることから、大半

が消えた高齢者のまま、そのうち約 8 割に当たる 2 4 1 人が、今月 3 日までに当該市区町村の住民登録から抹消されたと報道をされております。よって、次の点についてお伺いをいたします。

1 つ目は、美唄市における 1 0 0 歳以上の方々の所在確認について、調査方法を含め、現況はどのようになっているのでしょうか。

2 つ目は、市民の所在についての実態ということになれば、全年齢について調査が必要ということになるのでしょうか、高齢になるほど家族とのきずなが希薄になったり、地域からの孤立を招きやすいことがうかがわれることから、ここでは 1 0 0 歳未満の後期高齢者の所在についてお伺いいたしますが、その所在について調査を進めているのであれば、その状況を。もし未調査であるとするならば、今後どうとらえ、調査をされるお考えがおりなのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、大綱 3 点目の環境行政における一般ごみ処理問題等についてであります。平成 1 9 年 4 月に現在の一般ごみ最終処分場が稼働を始めて以来、約 3 年半を迎えるところでありますが、ごみの有料化実施以来、その搬入量も若干減少し、当初予定より一定程度の延命はできると聞き及んではおりますが、生ごみと可燃ごみの再資源化施設がないことによるリサイクル率の低さも指摘されていることや、また、このたび、隣接する岩見沢市においては、処分場の収容状況や維持管理のあり方について、道や市民の指摘があり、今後の対応について市内約 5 0 か所を目途に意見交換の場を持ち、焼却方法等を含め、さまざまな検討をしていくとのことで報道されているとこ

ろであります。そこで、以下 3 点についてお伺いをいたします。

1 点目は、これまでの議会において、さらなるごみの減量化に向け、中間処理施設を設置をし、平成 2 6 年度供用開始を目途に検討しているとのことでありましたが、その取り組み状況と、現時点においてどのような処理法をお考えか。また、その施設の概算事業費はどの程度になるものと試算されているのか、お伺いをいたします。

2 点目は、今ほど申し上げましたお隣の岩見沢市では、さまざまな指摘を受け、減量化に向け、焼却処理を含め検討に入っているようではありますが、かつては、南空知の広域での処理について検討されていたところでありましたが、諸事の事情により、頓挫をした経緯があるところですが、今回惹起した点について、もし打診があるようなことがあるとしたならば、どのようなお考えを持たれるのか、お尋ねいたします。

3 点目は、先の定例会でもお伺いをいたしました。処分場の法面保護対策についてであります。先般、その対策が完了したようではありますが、今後は、ごみの搬入状況に合わせ、迅速かつ適切に保護土を設置することが費用面からも衛生面からも望ましいと考えるところであります。その対処法等について改めてお伺いをいたします。

以上でこの場からの質問といたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 土井議員の質問にお答えします。

初めに、交通行政について、総合交通体系基本計画等についてであります。本市にお

ける交通の利便性を図る目的で、広域幹線道路、市街地幹線道路、地区間幹線道路など、43路線を選定し、事業効果等を踏まえた優先順位の検討を行い、今後における道路網整備のあり方を示すため、平成16年度に策定したものであります。その後、平成18年度に見直し、新たに東雲線など4路線を加え47路線の整備計画としております。この計画に基づき、財政状況並びに事業費や事業内容等について精査し、事業の重点化を図りながら、効率的な整備に努めてきたところであり、平成21年度までに、主要幹線である銀河通り、あかしあ通りなど13路線の整備を完了し、現在、東7条南線など5路線を整備しているところであります。

効果といたしましては、交通量の緩和、安全の確保並びに地域住民の意向を踏まえた景観への配慮が図られたものと考えております。

今後の課題として、事業の実施に当たり、厳しい財政状況も踏まえ、財政健全化計画との整合性を図りながら、継続事業、新規事業、維持補修などの財源確保について、十分検討していく必要があると考えております。

市としましては、今後とも国道12号線を中心とした広域幹線道路の整備と、それに連結した市街地内幹線道路、地区間幹線道路などの交通網を構築するほか、高齢化社会を見据えた快適なまちづくりに配慮し、円滑な市民生活の向上が図られるよう第6期美唄市総合計画に反映させるとともに、事業の実施に当たり、地域住民の意向も含め、関係者の理解と協力を得ながら、より一層事業の重点化を図り、安全で安心できる生活環境の実現に向けた道路整備に努めてまいりたいと考えて

おります。

次に、高齢者所在不明問題等について、高齢者の所在不明問題についてであります。100歳以上の高齢者の状況につきましては、厚生労働省の依頼により市が毎年実施している、100歳高齢者等関係調査の中で確認しているところですが、今回の調査では、全国で高齢者の所在不明が相次いでいることを受け、これまでの住民票等の書面による調査だけでなく、面会等により存命等の確認を行うよう内容が変更されております。

9月1日現在、本市に住民登録している100歳以上の高齢者は、男性2名、女性9名の合計11名で、その所在につきましては、在宅で家族と同居の方が2名、市内の病院に入院中の方が5名、市内の施設に入所中の方が2名、市外の施設に入所中の方が2名となっており、職員が面会等により全員の所在を確認しているところであります。

次に、100歳未満の後期高齢者の所在調査についてであります。これまで一斉調査を行っておりませんが、連絡が取れないなど所在不明と思われるケースについては、随時調査を行い、居住実態がないことを確認した場合には、職権削除により住民登録抹消の手続をしているところであります。

市としましては、全国各地で所在不明の高齢者が相当数出ている状況がありますので、100歳未満の後期高齢者について、一斉調査を行うこととして現在準備を進めているところであります。

次に、環境行政について、一般ごみ処理問題等についてであります。初めに、予定されている中間処理施設の取り組み状況等につ

きましては、本市のごみの収集体制や、月形町との共同処理を視野に入れ、バイオマス燃料化による処理システムが望ましいと考えており、概算事業費で約20億円程度と推計しております。

現在策定中の一般廃棄物処理基本計画においては、バイオマス燃料化のほか、焼却やバイオエタノールなど、他の処理方式についても費用面、維持管理面、環境負荷などのさまざまな視点から比較検討しているところであり、処理方式につきましては、本年度中に明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理の広域化につきましては、南空知地域での広域焼却処理を平成21年度に断念したことから、本市といたしましては、ごみの収集体制が類似している月形町との共同処理を検討しているところであり、現段階では広域処理について再検討することは難しい状況にあると考えております。

次に、最終処分場の今後の法面保護対策につきましては、先月8月5日に完了した法面保護土設置工事後の埋立地内状況を把握の上、指定管理者などの意見を参考にしながら、実施工法や実施時期について検討し、年内に方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 11番 土井敏興議員。
- 11番土井敏興議員 それぞれお答えをいただいたところでありますけれども、高齢者の関係につきまして、改めてお伺いをいたしたいと思います。

100歳未満の後期高齢者については、調査を実施をしていないという事で、今後一斉

に調査を進めるということでありますけれども、該当者数については、大きなくりの、いわゆる年代別で何人程度になるのかも、その辺わかれればお教えをいただきたいというふうに思います。

また、調査に当たっては、どのような方法で行われようとしているのか。

また、該当者数にもよりましては、場合によっては、御苦勞をおかけするということになるかもしれませんが、やはり民生児童委員さんや、あるいは町内会を初めとする市民の皆さんの協力も、当然不可欠になるのではないかというふうに考えますけれども、その点についても、どのようなお考えをお持ちかお伺いをしたいと思います。

また、該当する方々の生活の実態というのは、非常にさまざまであるということは、当然これは予想されるわけでありましてけれども、中には、支援の手を差し伸べなければならない、そういった必要も生ずることもあるかというふうに思われますけれども、そうした場合、実施に当たっては、やはりせっかくの機会でありますから、ぜひともそれが生きた調査になるようにすべきというふうに考えますけれども、その点についてもお伺いをいたしたいと思います。

また一方では、こうした調査に当たって、全国的な傾向として、家族等から面会や面談を拒否されるケースも少なくないというふうな報道もありますけれども、そうした場合における対応については、どのようにお考えをお持ちなのか、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

次に、ごみ処理の関係についてであります

けれども、中間処理施設については、バイオマス燃料化を中心に考えておられるということですが、それでも、また、その費用も約20億円ということでありまして、設置に当たっては優遇措置が仮にあったとしても、財政健全化の中にある本市としては、厳しい道のりの中での対応が迫られるということになるわけでありまして、できる限り注意深く誤りのない選択を強く望むところであります。

また、中間処理施設の設置や人口の減少が、今後懸念されるというところからいきますと、最終処分場が一定程度の延命が図られるとしても、いずれ、これは満杯を迎えることになるわけでありまして、よって、その時点が近づいてから、次のこの処理についての処分場についての計画を慌しく練り上げていくという形ではなく、やはり財政事情、あるいは事業規模を念頭に、あるいは場合によっては、総合的に判断した中で、民間活用などを含めた処分計画等、さまざまな角度からの綿密な分析を第6期総合計画の、いわゆる前期の中で行っていくぐらいの考え方がお持ちになる事が肝要だというふうに思うところであります。この点につきましては私の意見とさせていただきますけれども、高齢者の所在調査の関係につきまして、お答えをいただければと思います。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長桜井道夫君 土井議員のご質問にお答えします。

100歳未満の後期高齢者の所在調査についてであります。75歳から99歳までの後期高齢者数は、8月末現在で、70代が1,931人、80代が2,250人、90代が

457人で、合計4,638人となっております。調査方法につきましては、医療保険や介護保険の利用状況等を基に調査対象者数を絞り込んで実施することとしております。調査に当たっては、職員が主体となっていくこととしておりますが、民生委員や町内会などからの情報が大変重要ですので、地域の皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。また、調査の中で生活上支援が必要な場合には、地域などと連携して対応してまいりたいと考えております。

なお、調査で訪問しても面会を断られるなど、本人確認ができない場合は、状況に応じ、関係機関等と協議して必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 次に移ります。

8番、米田良克議員。

- 8番米田良克議員（登壇） 2010年第3回定例会一般質問として、大綱4点について教育長に質問をいたします。

1点目は、学校の耐震化工事についてであります。待望の耐震化工事が始まりました。学校は子ども達が日々学ぶわけでありまして、その中で工事ということで、関係される皆さんもなかなか大変かなということを思いながらお尋ねをいたします。

その1つ目は、学校耐震化工事の経過、現状、今後の見通しについてです。学校それぞれについてお答えをいただければというふうに思います。その中身としては、耐震化工事の今日に至る経過と現状についてお尋ねをいたします。

それから、今日に至る経過と現状の中で問

題点があればお聞かせをいただきたい。

それから3つ目として、工事の今後の見通しはどうなっているか、そのことをお聞きをいたします。

2つ目といたしまして、耐震化工事の進行で、学校が受けた影響についてお聞きをいたします。

その1つ目は、工事開始から学校の受けた影響にどのようなものがあるか、それをお聞きをいたします。

2つ目として、この間、工事を行う学校との打ち合わせの状況がどんなものであったかお聞きをいたします。

3つ目、今後の工事で学校が受ける影響の見通し、これをお尋ねしたいと思います。

次に、大綱2点目は、教職員の服務規律等の実態に関する調査報告書について質問をいたします。

6月議会でもこの調査については、いろいろご意見を申し上げながら質問をいたしました。本来的にやるべきではない調査だという私の立場で質問をさせていただきました。8月3日に道教委が調査結果を公表したということを知っております。そこで、これについてお尋ねをいたします。

まず、その1つ目として、報告書の概要についてですが、報告書のおおよその内容がどんなものか、それをお聞かせください。

2つ目として、美唄が提出した報告の内容をお聞かせいただきたいという事です。

その2つ目として、この調査実施の意義について、その1は、この調査の目的についてですね、市教委としての考え方をお聞かせください。

それから2つ目、本来は何ら問題にならない組合活動を問題視していると。そして、調査をすると。これらについて市教委としての考え方をお尋ねをいたします。

3つ目、学校運営に関する調査が行われたと聞いております。これも、通常学校運営については何ら問題があるという話は聞かないわけでありましたが、こういう調査が行われることについての市教委としての考え方をお聞かせください。

それから、報告書の3点目ですが、道教委が、この調査結果によって今後取り組む内容について発表していると思いますので、それについてお尋ねいたします。

その1つ目は、道教委が今後取り組む内容というのはどういうものなのかということ。

2点目として、今お尋ねした事柄について、市教委としての考え方をお尋ねしたいということであります。

大綱の3点目は、夏休み中の校外研修についてお尋ねをいたします。

その1つ目は、夏休み中の校外研修の実施についてですが、1点目として7月、8月の夏休みで、校外研修の実施状況がどんなふうであったかということをお尋ねをいたします。

2つ目は、前年度の実施状況との比較でどうであったかと、このこともお聞かせください。

第2点目は、教特法の趣旨について、教育公務員特例法ですね、これの趣旨についてです。教育公務員特例法が規定している校外研修の考え方と学校での運用の考え方の違いがあるやに私は聞いておりますが、そのことについてお尋ねをいたします。

大綱の４点目は、国旗・国歌に関する、道教委の通知、７月に出されたものということで質問を出しましたが、これは２月から何度か道教委は通知を出しておりまして、それら合わせてお聞かせいただきたいというふうに思います。

その１として、通知の問題点について、その１つ目は、昨年までの経過とは大きく異なる内容というふうに受け止めておりますけれども、この点について市教委の考え方をお尋ねいたします。

それから２つ目として、この通知に関しては、日本国憲法というのはどこに姿を消したのかなというふうに疑問を感じるような内容だというふうに受け止めました。この点で教育委員会としての考え方をお尋ねいたします。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、学校の耐震化工事の経過、現状、今後の見通しについてであります。耐震補強工事は、中央小学校、東小学校、南美唄小学校、峰延小学校、南美唄中学校の５校で実施しており、実施設計、実施設計の内容、民間機関で審査する協定を経て、各学校で耐震補強工事を進めているところであります。

中央小学校、東小学校については、７月８日に入札、工事期間は７月１３日から平成２３年２月２８日までとなっており、南美唄小学校、峰延小学校、南美唄中学校については８月５日に入札、工事期間は南美唄小学校、南美唄中学校が８月１０日から平成２３年２月２８日、峰延小学校が８月１０日から１２月１０日までとなっております。

なお、南美唄小学校、峰延小学校、南美唄中学校の評定作業は２２年４月の完了を予定しておりましたが、全道的に学校耐震化工事が集中し、評定件数が増加したことにより、完了が６月にずれ込んだことから、夏期休業期間中の工事着工が困難になったところであります。

工事内容について申し上げますと、校舎では、中央小学校は室内の壁量の増強と屋外の壁部分への鉄骨、筋交いによる補強、東小学校は室内の壁量の増強、南美唄小学校及び南美唄中学校は、屋外の壁部分への鉄骨筋交いによる補強を行うほか、各学校において建物全体の柔軟性を高め、揺れを拡散するための耐震スリット工事を行うこととしております。また、学校体育館については、内外の壁面への鉄骨筋交いの増強と、屋内天井部分への鉄骨筋交いの増強補強工事を行うこととしております。

現段階での工事進捗率は中央小１０％、東小１０％、南美唄小５％、南美唄中５％、峰延小５％となっており、できるだけ早期に工事が完了するよう努めてまいります。

次に、耐震化工事による学校への影響についてであります。工事は授業と並行して行うことから、学校によっては教室の移動が必要とされたり、体育館の使用ができなくなるなどの影響が生じるため、教室や体育館の代替施設などを確保し対応しております。

また、学校とは、昨年１０月１２月以降、実施設計委託時や、実施設計の完了時などの節目に情報提供し、打ち合わせに努めてきたところであり、工事開始に当たっては、学校の希望なども聞き取りながら、工事日程を作

成し進めてきているところであります。

今後においても工事に伴う子供たちの影響を最小限にとどめるため、1週間に1度の打ち合わせ日を設けるなど、学校と十分連携してまいります。

次に、教職員の服務規律等の実態に関する調査報告書の概要についてであります。報告書の主な内容は、勤務時間中の組合活動に関する調査として、ファックスやコピー機など、学校備品を使用した実態とその人数、職員団体用務で会議室等を使用した人数について。また、教職員の政治的行為等に関する調査として、職員団体のカンパ要請や学校内でのカンパの集金のあった学校数、選挙運動にかかわる指令書の存在などを確認していた人数について。

さらに、校長への聞き取り調査として、校務分掌の決定状況や、主任の命課や命課返上行為にかかわる学校運営等の実態について報告されたものです。

次に、本市の状況についてであります。道教委ではこの調査の報告にかかわり、調査の回答内容に違法性の疑いがある場合は、さらに確認する必要があり、現時点の公表は誤解や学校現場に混乱を招くおそれがあること、学校ごとの状況が判明し、学校間の比較などにより、学校現場に混乱や誤解を招くおそれがあり、ひいては児童生徒の教育に影響を及ぼすおそれがあることから、市町村単位、学校単位、職員個々の情報提供は行わないとしています。

このことから、本市においても同様の対応が必要であると考えているところでございます。

次に、この調査の意義についてであります。このたびの調査は、先の衆議院選挙にかかわり、子どもたちの教育に直接携わる教職員が加入している職員団体の幹部が、政治資金規正法違反により逮捕・起訴され、子どもたちや現場の教職員はもとより、保護者や道民に大きな不安や不信を与え、北海道の教育に対し、信頼を著しく損なう事態となりました。こうした中、文部科学省から違法のおそれがあると取り上げられた事項に関し、任命権者として調査するよう要請がありました。

また、国会や道議会においても教職員の服務規律の確保等について、さまざまな議論がなされたことも踏まえ、道教委は子どもたちや現場の教職員、保護者や道民の大きな不安や不信を取り除き、学校における道民の信頼を確保するため、教職員の服務規律等の実態調査を実施したものと理解しております。

また、このたびの調査における勤務時間中の組合活動や学校運営等に関する項目は、法令や学習指導要領に反する違反、違法な行為や不適切な行為が行われていなかったかを問うもので、客観的事実の有無を聞き取るものと考えております。

次に、道教委がこの調査結果により、今後取り組む内容についてであります。道教委は、このたびの調査結果のまとめとして、調査の趣旨にかんがみ、教育公務員としての法令等の遵守の徹底による服務規律の確保や、長期休業期間中の校外研修の厳格な取り扱い、国旗・国歌の適切な実施、法令等に基づいた主任等の命課などが適切に行われる学校運営を推進することが、子ども達や教職員及び保護者、地域住民、道民の信頼につながるもの

としています。

なお、今回の調査の結果、法令等違反の疑いがある行為については、今後さらに具体的な内容を把握・確認し、違法行為が明らかになった場合は、厳正に対処することとしています。教育委員会としては、この調査結果を受け、学校教育に対する道民の信頼につなげることが何よりも大切だと考えております。

次に、夏休み中の校外研修についてですが、市内小中学校において、平成22年夏季休業中に校外研修を行った教員数は、校長を除く対象者153名に対して63名であり、全教員に対する割合は約41.2%となっております。また、平成21年夏季休業中に校外研修を行った教員数は、校長を除く対象者152名に対し81名であり、全教員に対する割合は、約53.3%となっており、今年は昨年より割合にして約12.1%減少しております。

次に、教育公務員特例法の趣旨についてですが、長期休業中の校外研修については、国の通達において、教育は、教育職員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が多いこと及び夏休みのように長期の学校休業期間があること等を考慮し、学校休業期間については、教育公務員特例法第21条及び22条の規定の趣旨に沿った活用が図られるよう留意することとされており、このほか、道の通知及び事務連絡等を踏まえ、対応することとしております。

教育委員会としましては、このような観点から、各学校の教職員に共通認識が図られ、長期休業中の校外研修の取り扱いについて適切に対応されるよう校長会を通じて教職員を

指導しているところであります。

また、教育公務員特例法では、教育公務員はその職務を遂行するために絶えず研修と修養に努めなければならないとされ、教員は授業に支障のない限り、校長の承認を受け、勤務場所を離れて研修を行うことができるとされており、各学校においては、校長もその趣旨について十分理解し、運用されているものと認識しております。

次に、国旗・国歌に関する道教委の通知についてですが、国旗・国歌の指導が学習指導要領に基づいて適切に行われるよう、まずは教職員の理解が図られるよう、粘り強く指導することとし、こうした取り組みにもかかわらず、それでもなお改善が見られない場合は、学校の責任者として、校長は職務命令を発することができること。学校における国旗・国歌の指導は、管理運営事項であり、職員団体との交渉事項とはならないものであることなどについて、道教委の考え方を改めて示したものと考えております。この通知は、学校における国旗・国歌の指導は、学習指導要領に基づいて適切に行われるものであるという平成12年の見解を基本に踏襲しつつ、国旗・国歌の取り扱いや指導の考え方をより明確にしたところであり、直接子どもの指導にあたる教職員が国歌斉唱時に起立することは社会通念上当然のことであると認識しております。

次に、公教育における国旗・国歌の取り扱いにつきましては、法令に従い、適正に実施することが大切であると認識しているところです。また、教育基本法の前文において、「ここに我々は日本国憲法の花神にのっとり、我

が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」とあり、このことから、日本国憲法が尊重されているものと考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。
- 8番米田良克議員 ひと通りご答弁をいただきました。大体についてはもう一度お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

耐震化工事について、どんなふうに行われるかということについては、わかりました。

2つ目にお聞きをしました学校への影響についてお尋ねをしたいというふうに思います。

今いただきました答弁でいきますと、早いうちから打ち合わせをして、内容を学校へ知らせるということと、それから、その後も週に1度の打ち合わせ日を設けるなどして、十分内容を学校へ知らせてやってきているということがありました。ただ、私が学校から話を、耐震化工事の問題でどうなんだろうということで少し聞いてみたわけですが、これ結構問題があるというふうに聞きました。幾つかちょっと申し上げますが、端的に言えば、大分不満が出ているということです。そのことを、まとめた表現で言えば、学校がどれだけ苦労しているか、市教委はわかっていないのではないかという、そういう言い方になるかと思います。

1つ、Aという学校では、夏休みに工事だと思ったが、1学期終わりに工事日程が学校に示されない。後で、入札が遅かったとわかった。それから、工事が始まったらアスベストが出てきたと。3年前に村上教育長に来てもらって、アスベストの可能性があるので

調査をしてもらいたいというふうに伝えたと。市教委では図面で調べてアスベストはないという返事だった。それが現実、今回の工事ではアスベストが出てきたということですね。それから、2学期に予定していた親子レクが工事のためにできない。それから、8月の参観日、24から26日は体育館、家庭科室などが使用できる予定だったが、使えなくなった。給食試食会はブルーシートを敷いて視聴覚室で行ったと。それから、レクは炎天下のグラウンドでやることになった。それから、親子の料理教室ですか、これは隣の中学校の家庭科室で行ったということですね。それから、市教委、建築課、業者の連携ができていないのではないかという声もあるということです。

それから、別な学校ですが、Bという学校では、2学期になって工事があることを初めて知ったと。事前に決定しているのに、職員には知らされていない。急に9月3日までに支援学級の農園を撤去してもらいたい。工事の邪魔になるというお話だったと。ただ、これは支援学級の子どもたちが育てている畑で、じゃがいもがまだ収穫できる状況になっていない。子どもたちの気持ちを全く考えていない措置ではないかと。それから、学校祭が9月の8から9なんだが、4日、5日は工事で体育館が全然使えない。それから、外壁にX型の鉄骨を設置すると。危険なので、窓に金網を全面的にはるか、または窓を15センチしか開かないような措置にする、どちらにしますかということ言われた。今年の暑さでいったい授業ができるのかなと、そういう疑問も出ている。

また、別な学校の話もあるんですが、こういうような話を聞きますと、今いただいたご答弁のように、なかなかないのかということに心配するわけです。それで、その辺の事情を少しくお聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に、教職員の服務規律等の調査報告書についてであります。報告書の概要についてお聞きをしましたが、この中にはあと出てこなかったものとしては、勤務時間中に組合の会合に参加したということを調査する中身もありました。いずれも、組合活動について調査をするということがいかなものかということとは、前から申し上げてることでありまして、どうなのかなということにちょっと心配することです。ただ、概ねこういうことだということは、今いただいた答弁でわかったところです。

次に、調査の意義についてであります。今、教育長からおっしゃられた北教組の政治資金規正法違反によって、道民に大きな教育に対する不安や不信を与えることになったと。そういうものを払拭するために、その調査をするんだということです。今おっしゃられたのは、道教委が言われている公式に発表されている調査の目的ということかと思えます。

これ、全く逆の立場の労働組合の方からの言い分で言えば、労働基本権の侵害だと、組合活動への介入だと。それから、政治的行為の調査をするというのは、思想・良心の侵害で、個人的人権を侵害される問題だと、こういう言い方もあるわけです。

私は、この調査の本当のねらいというのは、さっきもちょっと質問のとき申し上げました

が、何ら問題のない組合活動について、だめなものだと、組合活動というのはだめなものだと、そういう印象を与える。それから、教職員に対する不信感を深める。それから、捜査された、捜査を受けた教職員の側の考え方として、何をやってもだめだと。それから、何か言われるようなことはできないなど。だから、かわらない方がいい。こういうような考え方にさせて、結局、組合の活動を萎縮させる。組合を活動実態のないものにさせようとするものではないかという疑いを持っています。それが本当のねらいではないかということですね。

道議会の議論というのは、国会のこと、それから道議会の議論のことも答弁されました。これらもあって、それらを踏まえて調査をやったんだということです。道議会の議論についても、少しく記録を調べてみましたが、記録をずっと見ますと、自民党と道教委が脚本に従ってやりとりをする。馴れ合いの掛け合いって言いますか、そういう感じが非常に強いんですね。組合とか学校現場、そういうものを締め付ける理由を議会議論に求めているのではないかと。自民党の指摘というのは、3月の予算委員会でもちょっとやりましたけども、3月9日の件で具体的に示されましたね。何の根拠もないことを保護者や道民の声だと称して取り上げて、現場に直接調査を入れるというような、一方的な締め付けをやる。だから、道議会議論の中でいろいろ取り上げられる問題が、果たして、本当に全部それは事実なんだろうかと。3月9日の件では、全く事実無根のことをあたかも事実があったかのように調査をすると。当時の教育長は異例な

ことだということをおっしゃられたですね。父母の声がこうだ、道民の声はこうだと言いながら、次々と規制をかける中身を、これはどうなんだと自民党が聞く、道教委はじゃあそれをやりましょうと、そういうやり方なんですね。そして、それが現場へおりてくる。ですから、私は、この調査の本来のねらいというものは、道教委が言ってることとは大分違うのではないかということを考えますけれども、教育長のお考えをお聞かせください。

それから、この調査の中で組合活動についての調査ということで、学校の備品等を使うという話が出てまいりました。例えば、学校備品としての電話、ファックス、印刷機、コピー、パソコンなどを使う。いちいち学校についてね、私は調査の中身を承知してる訳ではありませんから、申し上げることが全部当たってるかどうかはわかりません。ただ、学校というのはそこで働く教師たちの職場なんですね。職場ですから、労働組合の活動があるということです。そこでは職務としての学校での勤務がある、一方で、労働組合員としての職場であるということになると、いろんな活動が錯綜するわけですが、勤務時間中は勤務に集中するということに当然なる。そして、勤務が終わった後で、必要があれば組合の活動をするということになるわけです。ただ、電話が来るとか事務的な連絡が来るとかということが必ずしも勤務時間には絶対来ないということにはなってないですね。これは現実に。ですから、どうしても電話がくれば受けなきゃならないという問題はあるわけですね。それから、組合の活動をしていく上で、今のように、携帯電話をみんなが持つ

てるというような時代は別ですけども、そうでなかったときは、電話は学校の１台しかないわけですね、その職場に。それから、ファックスにしてもそうですし、印刷機、コピー機なども同様です。そうすると、労働慣行として、職場で、こういうことは、こんなふうにやっていこうというのが、職員と管理者の間で話し合って取り決めると。あるいは具体的に話し合わないが、この範囲のことは認めましょうということがある。それは、いちいち使用する際に許可を求めると、理由を言って許可を求めるということをしなくても使えと。これが労働慣行だと思うんですね。それが、一律に調査という形で行われるとすると、長い間確立していた労働慣行というものを否定する立場に立ってしまうのではないか。これは、理解ができないことだなと思うんですね。だから、職場の長、学校長ですが、それから、美唄で言えば市教育委員会、これらが認めていたものが全部だめなものとして扱われていくというのはおかしいのではないかというふうに思います。

それから、組合活動を調査する、細かく調査をするということは、労働組合運動を認め、労使対等の関係があるということの意識、考え方、そういうものがなくなってしまうんじゃないかということですね。労働組合というものを抑えつける対象としか考えていないんじゃないか、明らかに憲法とか、労働関係法を認める立場ではない、この調査についてはね。そういう考え方はやはり変えなければならぬだろうということなんです。

それから、勤務時間中の組合会議を開かれる。勤務時間中に組合活動をしてはならない

ですよ。勤務時間に活動をしなきゃならないということになれば、それは年休を取らなきゃだめですね。年休をもらって、組合の会議に出ていくってことがあるかもしれない。ただ、勤務時間中の組合活動をやってる学校の数が、これだけありますというふうに報告されることによって、学校の先生というのはでたらめやってるんじゃないかという感じを与えかねないですね。ただ、今回の調査では、勤務時間中の組合活動については、全部年休を取ってるという調査結果だったようです。ですから、私は、それはそれで問題がないんじゃないかというふうに思います。

それから、労働組合の用務で会議室を使った。職場で組合としての集まりをやる、あるいは話し合いをするという場合に、学校の会議室使わせてもらうというのはごく普通の流れだというふうに思いますね。組合活動の中で、例えば子どもが帰った後の空いている教室を使わせてもらうとかね。それは校長が了解していれば済む問題だと思うんです。そういうものまで全部調べるということになってるわけですね。そして驚いたのは、報告書を見ると、使用料金の徴収が行われてるんですね。学校の会議室や教室を借りて金払うってのは今まで聞いたことないですけどね。そこまでやってるのかなと。何を根拠に金を取るんだろうということを私は感じました。学校を職場とする組合に、活動の場を、当然それを考慮されるものではないかということを思ってます。これらについて、どんなふうにお考えになるかお尋ねをしたいということです。

それから、先ほどの答弁の中に学校運営に

関して、これは校長に対しての調査だったというふうに聞きましたけれども、違法行為云々というのがあります。私は、学校運営がどんなふうになされているかということについて、今回の調査の対象になるというふうには、それは理解できないんですね。組合に圧力かけるために、組合の活動を調査するというなら、それはそれで一筋、筋ですよ。認められないけども、そういうふうにやられた。ところが、学校運営についての調査をするんですね。もし、学校の中で違法行為が行われているなら、これは官憲の捜査の対象になります。学校運営というのは、それぞれの学校での議論によって、学校内の議論によって、さまざまな方法が作り出されて考えられている訳ですね。それを、1つの型にはめてしまうような考え方には無理があると思います。地域とか子どもたちの実態に合わせて、柔軟な発想が取り入れられて、より良い学校づくりが行われていく、行われてきたわけです。ですから、そのことを知られるということの意味が何とも理解できない。

それから、主任制度のことも答弁されました。主任制度は、道教委が無理やりつくりました。で、学校に入れました。もう30年以上経ってるんですね。でも、私の理解は、ほとんど機能してないというふうに理解をします。これも運用がどう行われているかということが調査される。この辺も極めて理解しづらいところだなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

それから、道教委が今後取り組む問題についてです。先ほどの答弁ではね、法令遵守の徹底とか、服務規律の確保とか、校外研修の

厳格な取り扱いとか、それから国旗・国歌の適切な実施、法令による主任命課など、適切に行われる学校運営の推進で子どもたちや教職員、保護者、地域住民、道民の信頼回復につながるということなんですね。私は、じゃあ、これまでの学校というのは、服務規律がそんなにひどかったのか。それから、校外研修は、厳格に扱うということを言わなければならないほど、ルーズな運営がなされていたのか。

それから、国旗・国歌にしたって、全道の実施率100%ですよ。主任の問題はさっきちょっと申し上げましたけども、事実上実態がないものをどうやって学校運営の中に落とし込もうとするのかと。北海道の教職員というのはそんなに道民から信頼されていない存在なのかなということを感じます。情けないですね、非常に。私はそんなことないと思ってますからね。

ただ、事の起こりになった政治資金規正法違反、これは裁判で刑罰も確定してます。ですから、悪い事やったのは事実、それはきちり処罰を受けて、責任をとってもらおう。もし、組織内議論によって、今後の運営について内容を深めたいというふうに考えるのであれば、それは組織の中でなされる問題でありますね。こういう形で学校全般を調査するという形で、果たして信頼を回復するということにつながるのだろうか、どうだろうかという、この辺がどうも理解できない。この辺の考え方をお聞かせいただければ。そして、だめなことがあればね、厳正な対処をする。こういう部分で何かあるでしょうということですね。

それから、3番目の校外研修の問題ですが、前年と比較すると12%減だということです。この12%減という数字を、どのように分析されるかお尋ねをいたします。

次、教特法の趣旨の問題です。校外研修というものがどんなふうに行われるかということ。先程、教育長の答弁の中で出てまいりました。教特法21条及び22条の規定の趣旨に沿った活用が図られるように留意することという、これに沿ってやってますというお話です。そして、校長会等を通じて教職員を指導していく。それから、常に研修に努めなければならないという事で、休みなど、子どもがいないときの研修についてやれると。業務に支障がない限り校長の承認を受けて研修ができるというふうになってる。校長もその趣旨について十分に理解し、運用されているという答弁でした。これを、去年も何回か取り上げてお尋ねをしたんですけども、当然認められている校外研修というものを、ほとんど認めようとしらない校長がいるんですよ。

ちょっと具体的な例を挙げてみます。ケースAの場合、道立近代美術館で、ウォームアップギャラリー「どっち」という展覧会がある。それを見て美術についての自分の理解を深めたいということ。それから、札幌の市立図書館へ行って、特別支援教育の実践資料収集をしたい。特別支援学級児童における教育の指導のあり方の研究をしたい。それから、紀伊国屋書店へ寄って特別支援教育における資料収集と指導の教材研究をしたい。知的障がい、情緒障がい、病弱障がい、LD、ADHD、高機能自閉症などの研究をしたい。別な日ですけどね、江別の市立図書館へ行って、

同じような特別支援の教育にかかわる実態調査、それから、岩見沢の市立図書館で同じようなことをしたい。これで研修計画を出したところが、これら美術館、図書館は全部認められない。どんな内容なら認められるんですかということを質問したら、図書館はだめで、どんな内容でも認められないという学校長の返事だったということです。この人が認められたのは、1つは、ふるさと美唄研修、これは認められた。それから、岩見沢市幌向で障がい者の保護者からの聞き取り学習会、それから、特別支援学級児童の進路指導と就労の実態交流。これは、校外研修として認められる。だから、ふるさと研修と、岩見沢幌向での学習交流会ですね。

それから、B校では、図書館、書店、スキー、これは全部だめだそうです。今おられる校長さんは、日常非常に話のよくわかる方なんだけども、こと校外研修に関しては、前任校長がやってたのを、そっくりそのまま踏襲している。これら全く認められない。保護者の目が気になるということです。この学校には何か特別な保護者がいるようです。目を光らせているんですね。

それから、C校では図書館は認めてくれた。ところが、出した研修計画の本があるのかどうか、校長自身が図書館に電話をかけて確認をしたそうです。非常に丁寧な校長さんですね。

それから、Dのケースは、今年の調査があった結果、この夏休みでの研修の承認は非常に厳しくなったということです。これは私がたまたま聞いた中身です。ただ、多くの学校では、図書館での資料探しや調査というのはほとんど

ど認可されてるんです。認められてるんですね。だから、図書館だめって言ってる学校はごく少数です。こういう実態ですね。今ちょっと申し上げましたけれども、これを聞いてみると、全部の校長が、教育公務員特例法の趣旨を十分に理解し運営しているという答弁は、美唄の実情を把握していないと思います。とりわけ、この美術館のケースは、研修と修養に努めるという教特法の趣旨に私はあっていると見て見ました。

それから、自宅のことですが、自宅を認める校長はほとんどまれなようです。自宅でなければならない研修だぞという考え方で言われてますから先生方は。だから、これが全く私は理解できない。自宅で研修するというのは、出かけていなくていいですからね、時間のロスがない。それから、落ち着いてしっかり研修の実を上げることができる。自宅にある資料の活用も容易だと。日常の超勤の連続状態を考えても、せめて子どもたちが休みの期間にふだんの疲れをとり、元気になって新学期を迎えられるようにしてください。そういう配慮が学校長の中にあっても当然じゃないかなというふうに思います。最後の部分は別にして、考え方をお聞きしたいですね。

道教委は、今回の調査で、先程教育長言われましたね。校外研修について、これは教育長の答弁にはありませんでした。道教委は、過去に出した通知の中で、職専免による研修は場所を問うものではなく、というふうに書いて出したんですよ。場所を問うものではなく、この場所を問うものでなくという表現が、特別な理由がある場合に認められる自宅での研修を安易に容認するかのような誤解を

招きかねない面もあることから、早急に見直して検討します、ということを道教委は言ってます。こうなると、今わずかに認められている自宅での研修が全く認められなくなるというおそれが非常に大きいと思います。こういう具体的な内容、法運用の考え方、それから、日常の勤務のこと、これら含めて、答弁をいただきたい。

それから4番目、国旗・国歌に関する道教委の通知についてです。昨年までの経過とは大きく異なる内容と私は受け止めています。昨年という言い方は本当は正しくないんですね。2月、3月から通知が出始めてますから、暦で言えば昨年なんですけど、年度で言うと21年度の3月期から始まっている動きです。道教委は2月、3月と続いて通知などを出してる。そこでは既に職務命令に言及しています。私の理解では、道教委の考え方はこの問題、この問題というのは、国旗・国歌の問題です。この問題で、職務命令はなじまないという考え方がずうっと続いてたんですね。網走管内で昨年でしたか、訓告が出ました。この卒業式関係でですね。だから、どうしてそんなことになったんだろうという疑問がありました。しかし、道教委の考え方には変化が始まってたんですね。その変化が決定的になったのが、今年2月の自民党国会議員2人が、道教委を訪問したことです。これは、後でわかったんですが、訪問ではなくて調査だったんですね。自民党、文教部会の調査団が道教委に入ったんですね。調査を受けて、道教委の姿勢は完全に過去のものとは変わったようです。明確に職務命令、そして処分という方向に舵を切りました。これはなぜでしょう。

教職員の不起立がある学校数はね、毎年確実に減ってるんですね。今年の場合も、3月の卒業式と4月の入学式を比べると、大きく減ってます。私が考えるに、北教組の選挙違反があったんで、これを使って、てこにし一気に北教組をつぶそうと、こういう考え方で自民党と組んでるんですね。組合とは交渉もしない。過去の確認事項は全部ないものにする、という形のやり方に転換したんじゃないかというふうに思います。

4月3日の北海道新聞に、これ4段抜きの見出しで、「現場混乱、やり過ぎ」という見出しがあります。道教委の国旗・国歌調査です。

「職員派遣、掲揚場所、起立状況まで、授業内容介入を懸念」、これだけ見出しが出てます。

ちょっと読ましてもらいますが、リードの部分にこうあります。「道教委が、学校式典での国旗掲揚や国歌斉唱について調査に乗り出したことが、週明けに入学式を控えた教育現場に波紋を広げている。調査は北教組による政治資金規正法違反事件を受けた自民党の追及がきっかけ。3月の公立小中学校の卒業式では、法的な規定のない国旗の掲揚場所や国歌斉唱時の起立状況まで調査。教員や市民団体から行き過ぎた対応でないか、との批判も出ている。」これが記事の大まかな内容ですね。あと中ではこんなふうに言ってます。「発端は北教組事件を契機に、自民党が道議会で国旗・国歌強制に反対する北教組が式典の進行や授業での指導を邪魔していると追及したことだ。」というふうに書かれています。

2人の学者さんの見解が出てます。1人は、小樽商大の結城洋一郎さん、見出し「憲法違反で不当」、もう1人、八木秀次さん、高崎経

済大学教授、どちらも憲法学、「反すれば処分も」という見出しです。全く違うお2人の意見が載ってます。この入学式・卒業式の現場の調査ですね。これは全部じゃないですけども、ある程度の数の学校を選んで、そこに道教委の職員を派遣してますね。派遣して調査をする。そして、そのほか学校から全部校長から報告を求めて、全道の状況を把握するということをやっているわけです。

あとですね、これは、3月4日の新聞ですから、3月3日の道議会での一般質問で聞かれたことに対して、高橋教育長が答えたということが始まりですが、さらに、9日の道議会、高木議員の一般質問、国旗・国歌についての最初の質問に対する答弁で、調査を明言しています。このときの2番目が名前は出てませんが、美唄の不適切な指導について、これが2つ目だったんですね。こういう流れというふうに私は理解をしてるんですけども、教育委員会の考え方は、どうでしょうか。

起立問題は次の2つ目の方でお聞きをします。

憲法はどこかに姿を消したんじゃないかという疑問を感じますということ、さっき申し上げました。先ほどの答弁では、教育基本法の前文で憲法の本質というのが入っていると。だから、憲法に立脚した教育として、日の丸・君が代を学校教育で権力による強制が正しいというふうに言う、どうして言えるのかと、その考え方をお聞きしたいというふうに思うんですね。日本の憲法の柱というのは、1つは国民主権です。これは非常に大きいですね。それまでの大日本帝国憲法は、天皇主権でしたからね。天皇が主権者だと。それが今

度は国民が主権者になったと。これ大きな柱です。それから、基本的人権の尊重、これは、日本という国を構成する国民の基本的人権は尊重されなければならないという考え方。そして、戦争しませんという平和主義。この3本ということですよ。この中で、憲法を根底にして物を考えるなら、やはり基本的人権の尊重とは何か、このことをしっかりと理解すべきだというふうに思います。憲法の条文で言うと、11条、13条、19条などの内容を把握して、自らの考え方が憲法に照らしてどうか、憲法に沿ったやり方ですという答弁でしたから、もう一度そういう条文を見て考えてみてください。それから、国旗・国歌法の成立過程にも目を向けていただきたい。

それから、今新聞で名前出ました小樽商大の結城裕一郎さんは、こう言ってます。「日の丸・君が代の強制を図ろうとする人々は、しばしば学校教育法や学習指導要領などの一部規定を援用し、その拡大解釈的手法によって、自らの行為の正当化を試みているが、なぜか、彼らが憲法規範に準拠する議論を展開する例は乏しい。」と言ってます。ぜひ、今申し上げました、せめては、11条、13条、19条くらいは、そういう条文によって、今教育行政がやってることは正しいんだということを説明していただきたい。以上です。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答えします。

初めに、耐震化工事の学校への影響についてであります。学校耐震補強工事は、授業と並行して進めていかなければならないことから、できるだけ授業等への影響に配慮しな

がら、学校とも打ち合わせを行い進めているところであります。

先ほど御指摘のありましたアスベストに関しましては、ボイラー室の煙突の中心部に使用されている煙突用ライニング材は、非飛散性アスベスト形成版に分離されており、健康などへの心配はないとして、調査や撤去対象とはされてこなかったものであります。しかしながら、今回の耐震補強工事にあわせ、解体撤去する際にアスベストの粉塵が飛散するおそれがあることから、環境省から通知された技術指針に基づき、適正に処理することとし、保護者に対し、事前に文書により説明を行ったところであります。

また、農園につきましては、工事との関係から学校とも協議し、早めの収穫をお願いしたところであります。さらに、工事に伴う教室窓の対応につきましては、外壁への補強鉄鋼の設置にあたり、窓部分に鉄鋼がかかり、生徒が飛び移れる状態となり危険であることから、これらを防止するために窓に金網をかけるか、窓の開放を15センチ程度にするかの判断をお願いしたところであります。

いずれにいたしましても、耐震補強工事は、子どもたちの安全・安心を確保するために必要なものであることから、工事に伴う授業への影響を最小限にとどめるため、きめ細やかな打ち合わせを行うとともに、教職員との情報の共有に一層努めてまいります。

次に、報告書のその他の内容についてありますが、勤務時間中の組合活動に関する調査として、勤務時間中に職員団体主催会議等に出席した学校数及びその人数、校長への聞き取り調査で長期休業期間中の校外研修の状

況等に関する調査として、教育職員の校外研修の状況、教育課程の実施状況等に関する調査として、平成21年度における授業実施時間の状況、心のノートを活用していない学校数、勤務実績の勤勉手当への影響にかかる実施時の状況に関する調査として、職員団体からの申し入れ状況と、その対応について、職員団体との関係に関する調査として、交渉時の実施状況、職員団体による対向戦術の状況、平成22年度管理職選考への関与についてであります。なお、この調査の概要版報告書、報告書資料編は、道教委のホームページで公開をされてるところです。

次に、この調査の意義についてありますが、子ども達や現場の教職員、保護者や地域の方々に対する不安や不信を取り除き、学校に対する道民の信頼を回復するため、法令や学習指導要領に反する違法な行為や不適切な行為が行われていなかったかを問うものでございまして、客観的事実の有無を聞き取るものと考えております。

なお、労働基本権で認められている教育公務員の職員団体は、その特殊性から労働三権に制限がありますが、職員団体としての活動と権利は保障されなければならないものと考えております。

また、学校備品は基本的に学校教育活動に使用されるべきものでありますが、道教委は勤務時間外における職員団体用務による学校備品や会議室等の使用のあり方について、必要な検討を早急に行うこととしており、市教委としてもその結果を受けて、適切に指導してまいりたいと考えております。

次に、学校運営項目に関する調査は、校長

が校務分掌を決定する際の方法や職員団体との話し合いについて行ったものであり、主任等命課については、学校教育法施行規則に位置づけられた主任制に基づいた学校運営が行われているかを問うものであります。

次に、道教委が今後取り組む内容についてであります。学校は校長と教職員の信頼関係はもとより、学校と保護者や地域との信頼関係の確保が重要であります。そのためには、子どもたちの手本となる教職員が法令等を遵守することが何よりも必要なことと考えております。このたびの調査においては、要請があれば正していくことは、保護者や地域、道民に対して、信頼回復のためには何よりも重要であります。

なお、道教委において法令等違反の疑いのある行為については、厳正に対処していることとしていますが、現在のところ、本市に対し、そういった指導はないところであります。

次に、夏休み中の校外研修の実施についてであります。長期休業期間中の校外研修は、教育が教育職員の自発性、創造性に基づく勤務に期待することから、教育公務員特例法第22条の規定に従い、授業に支障のない限り校長の承認を受け、勤務場所を離れて研修を行うことができるとされております。各学校においては、校長もその趣旨について十分理解し、運用された結果であるものと認識しております。

次に、校外研修についてであります。児童生徒の指導に携わる教員は、専門職として自らの資質向上を図ることが必要であり、長期休業中に公務に支障のない限り校長の承認により、研修を行うべきものであると考えて

おります。

なお、研修に当たっては、自宅の研修を否定するものではありませんが、学校運営上支障がなく、研修の実質が備わっていることを確認の上、校長が承認するものであり、保護者や地域住民に誤解を与えないよう、情報公開にも対応できるものであることが求められており、どこの場所にあっても、その場所へ行く必要性が問われているものであると認識しているところでございます。

次に、道教委からの通知についてであります。本年2月からの道教委が発した通知については、学校における国旗・国歌の指導は、学習指導要領に基づいて適切に行われるものであるという、平成12年の見解を基本的に踏襲しつつ、国旗・国歌の取り扱いや指導の考え方をより明確にしたものであると理解しているところでございます。

次に、学習指導要領は、憲法を最高法規とする法体系の一つとして位置づけられており、このことから、教育においても日本国憲法が精神が尊重されているものと考えております。また、学習指導要領は各教科の目標、内容について大綱的基準を定め、法律の定める教育の実現を図り、教育の機会均等と学校教育の水準を維持するために公示されており、公教育として国旗・国歌を適切に指導することが必要であると認識しているところでございます。

なお、お話のありました小樽商科大学教授の意見につきましては、1つの考え方と考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。

● 8 番米田良克議員 耐震化工事については、今説明がありました部分でほぼ理解はいたしました。ただ、早めの収穫をされたという、支援学級の農園の件については、かかわっている子どもたちの気持ちを十分に考えた対応であってほしかったなということを申し上げたい。それから、日程の変更とその理由など、早目早目に連絡、説明すべきだったというふうに思います。それから、答弁の最後にありましたきめ細かな打ち合わせ、情報の共有に努めると、これをぜひ確実に行っていただきたい。それから、迷惑をかけて申しわけなかったという言葉がほしかったなと思いました。この件は意見として申し上げます。

次に、服務規律の報告書の件であります。職員団体としての活動と権利は保障されなければならないと考えるとありました。市教委の姿勢として、この答弁のように美唄での組合との対応を考える考え方があるのか、道教委の北教組の方針を変更しなきゃ一切の交渉、話し合いに応じないという姿勢に、もしかしたら歩調を合わせているのではないかという疑問も持ってます。最近の市教委の動きからは、疑問を感じる内容もあります。労働組合活動ですね、建前としてではなくて、本当に認め、保障する立場に立つか、市教委の姿勢は校長に大きく影響します。美唄の教育は、労使の対立からはよい結果は出ません。ぜひ、はっきりとした答弁をいただきたいと思います。道議会の自民党と道教委の関係についてはお答えがありませんでした。

2 つ目、労働慣行に関する質問について答えてません。これはぜひお答えをいただきたい。道教委が何かを決めても、組合員は学校

で働いてるわけです。職場での組合活動を保障するのは、設置者であり服務監督権を持つ市教委だと私は思ってます。市教委としての考え方をしっかりと持ってほしい。道教委が学校現場のことに細かく口を出すこと自体が間違いだと思います。美唄市の教育を守る姿勢を明確にすべきだと思います。お考えはどうでしょうか。

それから、学校長は当然法令を守って、学校を運営しているということですね。職員の考え方をどう取り入れるか、それは、地域性や校長の考え方で、それぞれのやり方があると思います。校長側から多くの声があがって、それを受けて後ならわかりますけれども、道教委が一方的に学校の中身のことを調べることへの疑問をお尋ねしたわけですね。もし、学校運営に組合が介入してるということが心配されるとするのなら、私はそんなことはないと思ってますけれども、特定の地域だけ調べれば済むことです。

それから、主任のことに關しては、さっき申し上げましたけれども、この制度の始まりからの経過と現在の状況ですね、把握することが必要だと思います。経過を知らずして、法令の活用だけを言っても意味は無いと思います。これはいかがでしょうか。

それから、道教委の今後の取り組みですね。美唄の学校について、市民からの抗議とか心配とか運営に対する不信とか、そういう意見が実際に市教委に寄せられているのでしょうか。美唄の実態を考えてみて、落ちた信頼がどの程度のものか、それら、もしお答えをいただけるんでしたら、いただきたい。

ここまで、今回の調査にかかわって質問を

しました。私なりの判断や考え方でやってます。このことでは、多くの団体や個人も北海道の教育はどうなるのか、危惧を持っていて、道教委への具体的な行動を取り組んだ方々も多くおります。弁護士団体の動きもありました。私は再三申し上げますが、今回の調査は実施すべきでなかったという考え方です。残念だったのは、地方教育委員会の動きとして、内容に問題あり、実施すべきでないなどの声が上がらなかったことです。ただ、調査が提起された時に、一部の地教委からの疑問は出されたということは新聞で知っております。その地域で教育行政を担っている教育委員会は、現場の具体的な姿をよく知っているわけです。そこが何も動きを見せなかったのは、まことに残念だったと思います。ほか、国旗・国歌問題ではほとんど報道してくれなくなった新聞でも、この調査には疑問を投げかけておりました。道議会議論を見れば、自民党と道教委の密接な関係は明々白々です。教育行政がこれほど政治的な動きをするのが許されるのか、私はひどい話だと思います。その辺含めてお考えをお聞きしたい。

それから、校外研修の問題です。今いただいた答弁は、全く納得できないですね。3校の例を具体的に申し上げたんです。これらを申し上げても、校長もその趣旨について十分に理解し運用された結果である、というふうにお答えになった。そうすると、私が先ほど質問で指摘した事実というのは、それは事実じゃなくて、お前の発言は嘘だと、そういう受けとめになるのか、その辺の見解明らかにしてください。このことで私の考えを言えば、要するに先生方が出す研修の計画にけちをつ

けるんですよ、校長が。そして、ああでもない、こうでもないということを使う。それは基本的に認めたくないということです。承認をもらうのに書き直ししたり時間がかかる、そうしたら忙しく仕事をしている先生方にすれば、そんな時間はもったいないと。だから、そんなけちつけて文句言うなら校外研修なんかやめたという考え方ですよ。そういう先生が増えてるから12%も減ったんですよ、減った原因は。私は全部の学校には聞いてませんよ。でも、幾つか聞いてみるとね、様子はわかります。さっきちょっと指摘しましたけどね、各学校においては、校長もその趣旨について十分に理解し運用された結果であるという答弁は、ぜひやめていただきたい、取り消してほしいですね。

それから、教特法の趣旨の問題です。承認の内容に差があると、学校によってね。それをそのまま認める考え方ならそれは間違いです。やっぱり市内の学校足並み揃ってなきゃおかしい。さっきの質問で言ったA B Cの具体例をどういうふうに受けとめたか、それを明らかにすべきだと思いますよ。

自宅の件、保護者や地域住民に誤解を与えないよう、どうやったら誤解を与えるという、私はむしろその方が疑問ですね。どうやって誤解を与えるんだろう。研修計画が出されてるんですから、なんか聞かれたらそれで答えればいいわけです。説明すればいいんですよ。それから、その場所へ行く必要性が問われる、というふうに言われる。これは、場所については自宅も含むと考えるのか、それならおかしいなと私は思う。自宅の持つメリットというのは、さっき申し上げた。何でも文

言にこだわる、しゃくし定規の運用になってるんじゃないかということを心配します。教特法の研修をさせようという趣旨をどう考えるか理解できません。何を恐れているか。研修をさせたくないんなら、はっきりそう答弁してください。そして常々言ってますが、学校は日常的に超勤状態が続いてるわけです。そういうものには、黙って目つぶって見ないふりをされるのか。そのこともお聞きします。

それから、国旗・国歌の問題ですね。平成12年の見解を踏襲しつつ、取り扱いや指導の考え方をより明確にしたという答弁ですね。今この時期に、なぜ、より明確にしたのか。私がさっき質問で申し上げたような事柄と全く関係ないのか、その辺の考え方を改めてお尋ねします。

それから、憲法の問題ですね。質問をしましたが、まっすぐお答えがありません憲法の3つの柱のこと、基本的人権のこと、具体的に例を挙げた3つの条文の内容、教育長の考え方が憲法に照らしてどうなのか、改めて答弁を求めたいと思います。

国旗・国歌法のことはどうなんですか。それから、結城さんの考え方を紹介してますけども、結城さんの考え方をただ教育長に知ってほしくて申し上げたんじゃない。質問は、私がしてるんですよ。なぜ答弁を避けますか。教師に対して厳しく規律を求める行為というのは、明確に憲法違反だと私は思ってます。合憲だと言うんなら、その考え方を憲法の条文によって説明していただきたい。私がここで聞いていることは、憲法に立脚した教育だということをおっしゃるわけですから、それなら国旗・国歌を学校教育で権力による強制が

正しいとどうして言えるか、その説明を求めております。よろしく。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答えします。

初めに、調査の意義についてであります。職員団体としての活動と権利は保障されなければならないもと考えており、引き続き必要とされる話し合いは行っているところでもあります。また、この調査については、文部科学省からの調査の要請や、道議会における議論経過を踏まえ行われたものであると承知しております。

次に、労働慣行についてであります。通常、労働条件や労働組合等で慣習とされているものであり、公務員の場合は労働慣行が法令や条例に優先することがないと認識しております。学校は校長の運営計画のもと、教職員がその内容を理解し、共同して子どもたちの教育に当たることが重要であると考えています。

学校備品や会議室等の使用のあり方については、道教委において勤務時間外における職員団体用務にかかわり、必要な検討を早急に行うこととしており、市教委としてもその結果を受けて、適切に指導してまいりたいと考えています。

また、このたびの調査は、先の衆議院議員選挙にかかわり、教職員が加入している職員団体の幹部が政治資金規正法違反により逮捕・起訴され、子どもたちや現場の教職員、保護者や道民に大きな不安や不信を与え、本道教育に対する信頼を著しく損なう事態となりました。こうした中で、道教委は、主任制

度の実態も含め、違法のおそれがあると取り上げられた事項に関し、任命権者として調査を行ったものと理解しているところであります。

次に、道教委が今後取り組む内容についてありますが、このたびの調査は、先の衆議院議員選挙にかかわり、政治資金規正法違反により、北教組幹部とその団体が起訴され、北海道の教育に対する信頼を著しく損なう事態となったことから、学校教育に対する道民の信頼を回復するため、全道一斉に調査が行われたものであります。

私としては、この調査結果を受けて、学校教育に対する道民の信頼回復につなげることが何よりも大切であると考えております。

次に、校外研修の実態であります。教員は校長の承認により、校外研修を行うことができるものとされていることから、校長は、長期休業前に教員から研修願いの提出を求め、その内容が研修にふさわしいものについて承認を行っているところであります。

次に、校外研修の承認についてありますが、長期休業期間中の校外研修については、教特法第22条第2項に、教員は授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて勤務場所を離れ研修を行うことができる、とされており、職務専念義務を免除された研修であります。校外研修は、教員が自主的に企画するものでありますが、職務専念義務を免除される取り扱いにふさわしい内容のものであることが求められているものであり、自宅での研修についても、その内容、様態に関して、保護者や住民から誤解を招くことのないよう、研修の目的や内容などを把握の上、適正に承認

することが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、私としましては、この研修の必要性を認識しており、引き続き承認に当たっては、校長会議等を通じて指導してまいりたいと考えております。

次に、国旗・国歌にかかる通知についてありますが、道教委は、本年2月に北教組の組合仕様において、国旗・国歌の取り扱いに関して、道教委と北教組本部とがこれまで話し合ってきた内容と、明らかに事実と反する記述があったことから、嚴重に抗議するとともに、本年3月18日に改めて国旗・国歌の取り扱いや指導のあり方をより明確にしたものであると理解しているところであります。次に、憲法との関係についてありますが、憲法は国の最高規範であり、かつ日本国民が達成すべき理想や目的であると認識しております。また、憲法のもとでは、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないとされ、憲法を尊重し擁護する義務を負うと憲法の中でも規定されております。こうした中で、基本的に憲法の目的・理想については実現すべきであり、それに基づいて、関連する法令ができ上がっているものと認識しており、これらが憲法に沿わないということであれば、憲法の規定に基づき、最高裁判所で違憲性が審査されるものと理解しているところであります。

また、直接子どもの指導に当たる教職員が国歌斉唱時に起立することは、社会通念上当然のことと認識しており、広島高裁で行われた君が代訴訟では、本年5月に国歌斉唱時の起立は一般の儀礼的行為で処分は適用とする判断が出されております。市教委としまして

は、これまでの学校現場において、学校長が中心となり、教職員の理解が図れるよう粘り強く指導した結果、年々改善が図られてきておりますものの、本年4月の入学式における教職員の不起立が管内では1校のみとなったことについては、教育委員会としても重く受けとめているところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 米田議員の本件に関する発言は既に3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 お許しをいただいております。

ちょっと、私自身の組み立て方がうまくなかったというのもあるかもしれませんが、手間取ってます。それで、調査に関しての答弁の中で、もう1回聞かしてほしいのは1点だけです。

労働慣行の部分のところで、公務員の場合は労働慣行が法令や条例に優先することがないと認識しております、というふうにあります。これは、何か根拠になるものがあるのか、それをお尋ねしたいと思います。

あと、ただいまいただいた答弁について、若干私の見解を述べさせていただきたいというふうに思います。

それは、今回の調査をやることになった理由ですね。これは、先程から答弁がありましたように、国会の議論、道議会の議論等を踏まえて、そして、道教委が失われた道民の信頼を取り戻すためにやるんだという事ですよね。これは、私はですね、現在の道教委の考

え方、動き、これは過去に例の無い、異常なものだというふうに受けとめています。北教組が国旗・国歌に反対するという方針を撤回しない限り交渉はしないと、交渉にも話し合いにも応じない。こういうことを言い、そのことを地方教育委員会や校長にまで指示をおろしているんですね。そうすると、現場での話し合いもするなということになるわけですから、これは極めて、北海道の教育界全体を凍結してしまうみたいな、そういうかつて聞いたことのない指示なんですね。そういうことをやられるということ、これは全く理解できないですね。このままでいくとすれば、美唄もそれを踏襲するなら、最悪の状態になる。そういうことが大変心配ですから、だから、ちょっとしつこく質問をさしてもらってます。

組合と教育委員会といろんな問題についてね、交渉であるか、話し合いであるかは別にして、何であれ、やはりテーブルに乗せて十分考え方を交換し合うということは大変大事だと私は思ってます。それはね、引き続き必要とされる話し合いは行ってきますという答弁でしたから、だから、それはぜひそのとおりお願いをしたいと思いますし、それから、教育委員会事務局内全員に、この考え方はぜひ徹底させていただきたいというふうに思います。

それから、職員団体にかかわる問題で、学校備品とか会議室とかの問題ですね。道教委が必要な検討を早急に行って、今行方から、市教委としてもその結果を受けて適切に指導したい、という答弁でした。これが、今申し上げた現在の道教委の物の考え方というのは、私は大変心配です。何が出てくるかわかん

い。検討した結果ね。それを市教委がそのまま受け止めて、美唄の学校に当てはめていくというふうになると、これは極めて心配ですね。そのことが大変心配だということを申し上げておきます。

それから、最後の主任制の問題、主任制の現状については、道教委と職員団体間での協議が煮詰まらないまま、道教委が見切り発車しました。双方の対立が長期間続き、北海道の教育にとっては不毛の対立だと思います。なんもいいことない。大変残念なことだと思います。法令や制度というものは議論があったとしても、それを克服し、定着して、初めて効果が現れる、そういうことだと思いますね。私は現状は、北教組にも道教委にも双方に責任があると思っています。現在までの経過の中では、何とか解決に向かう動きがありました。ちょっと記憶は正確でないですから、自信を持って申し上げられませんが、1度か2度は話がまとまったところに文部省がだめだという、だめを出すんですね。それで、打開の動きはそこで頓挫してしまうわけです。そういうこともありました。北海道の主任制度というのは、単に今回の調査で違法のおそれがあるということだけで調査の対象にするものではないというふうに思っています。ほかのものと違うんですね、経過が。市教委の考え方を、そういう視点で正したつもりでありました。ぜひ、経過を理解しての対応を強く求めておきたいというふうに思います。

それから、美唄では道民の声がどうなのかということ、さっき聞いたんですが、教育長からは具体的答弁はありませんでしたから、そういうものはなかったというふうに受

けとめます。さっきも言いましたけども、北教組が政治資金規正法違反をやったということは、紛れもない事実で、これはやっぱり厳しい反省が求められる。批判を受けてもやむを得ない。しかし、そのことと、学校現場がどんなふうに動いてるかということとは、私は全然別ものだと思ってますよ。だから、いいチャンスだという事で、動き出したという事を言わざるを得ない。

3月4日の新聞です。これは、5段抜きですね。「北教組問題、民主と労組」カギ括弧して、「自民照準、北海道議会ダブル追及」こういう見出しで載ってます。ですから、報道機関も、この際、選挙を口実にして、参議院選挙に向けて、いかに有利な状況をつくるかという事をやろうとしているということを言っているわけです。そういう意味で、自民党と道教委の関係についてお尋ねをしましたが、お答えがありません。お答えを求める方が無理なのかもしれません。これは、そういうふうに疑っている人は私だけではないですよという事を申し上げたいですね。

さっき、答弁取り消してくださいといった部分は、今いただいた答弁の中では文言が落ちましたんで、了解いただいたというふうに解釈をします。

それから、日常の超勤状態について見ないふりか、ということも改めて聞いたんですが、ご答弁がありません。これも十分教育委員会には把握されてるはずですね。これはもう前にもお尋ねをしてますから、校長を指導したいということをおっしゃられて、十分そのことを考えて、配慮事項と言いますか、そういうものとしての長期休業中の校外研修も考える

余地があつていいという事を、重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

それから、最後の国旗・国歌の問題ですが、1つ目の、北教組が出した資料が事実と反するという事で、道教委が抗議文を送ったというのは承知してます。事実でないことを書いてるという事ですね。それは、その後の流れで見ますと、北教組の方はどこが事実でなかったのか。交渉記録の双方のつけ合わせをやって確認しましょうという申し入れをしてるわけです。しかし、道教委は一切応じてません。ということは、さっき申し上げた、2月に2人の国会議員が来て調査をした。そこから大きく道教委の姿勢が変わるわけです。その時に、大きく姿勢が変わるためには、過去の交渉確認にとらわれていたらやれないですね。ですから、北教組が嘘書いたということとを理由にして、一切反故にするという作戦を道教委は取ったんだと思いますね。だからこれは、表向き言われてるということが必ずしも正しくないということを私は指摘しておきたいと思います。

それから、憲法の問題で公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないと。この問題は、公務員っていうのは、一部の人に利益を与えるような行動をとるなという、戒めの意味の条文だと思うんです、これは。だから、私はここの部分で、これが出てくるといふのは、ちょっと理解しがたいという指摘をします。それから、憲法を尊重し擁護する義務を負うというふうにありますよと。私はそれを言おうと思ってた。99条ですね。憲法尊重擁護の義務、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、

この憲法を尊重し擁護する義務を負う。御存知のとおり、憲法というのは国民が守るものじゃないですね。国家が守るものです。その意味では、公務員というんだから、広い意味では先生も入る。とりわけ、立場のある公務員の皆さんはしっかりこの憲法を守んなさいと、守らなきゃなりませんよということ。国民に対して求めていることは、憲法に書かれている権利というのは、あなた方が努力し、日常、普段に努力をしなかったら、それは守れませんよということも言ってるんですよ。だから、権利を主張して、主張して、国家に認めさせるということをやっていたら、憲法は憲法として機能しないんだよということも言ってるんですよ。そういうこともあわせて、憲法を尊重するというのは、私はまず教育行政で言えば、道教委が、そして地方教育委員会がしっかりと憲法の本質というものを理解して、そして、行政運営に当たるべきだと、そのことを抜きにしては本物にはならないというふうに思います。そのことを改めて申し上げておきたい。

それから、最高裁判決のこと、中身詳しく言いませんけども、これは、ピアノの伴奏かなんかのケースだったと思います。これは、さっき名前挙げました結城洋一郎さんが詳しく解説を書いてますが、あの最高裁判決は、大きな矛盾がその判決文の中にある。だから、あれは法律家が読めば、大体の人はおかしいというふうになる。だから、そういうふうに論理がきちっと通る話として、基本的人権を守るといふ事を、それを第1に考えていったら、教師にピアノを弾かせるとか、弾かないことによって処罰をするとか、そういうこと

はできないという理屈になってるんですよ。だから、あの最高裁判決は誤ってるんですね。ただ、最高裁だから確定判決になりますから、当分これは行きますよ。直すって判決が改められない限りね。しかし、それがあから、先生は立たせることができる、歌わせることができるというふうに考えるのは大きな間違いですよ。基本的人権というのは、何ものにも侵されないんです。それは教師であろうと、公務員であろうと、みんな持ってるんです。だから、学校が、学校として、卒業式や入学式で日の丸を掲げ、君が代を歌うというプログラムをつくるということについては、それは教師は反対する権利がありません。意見は言えるけども。それはできないんです。けども、自分がどうするかというのは、この人の持つ基本的人権を誰しもが尊重しなきゃならない。お互いに尊重し合うことにしなかったら、成り立たないんですよ。それは、誰だから彼だからということで、おまえは扱いが違うということにはならないんですよ。そのことをぜひ、これ以上ごたごた言いませんから、教育長もぜひ、しっかりかみしめていただいて、あとで結城さんの資料届けますから。

広島高裁の問題はね、これはちょっと変だと思うね。国歌斉唱時の起立は、一般の儀礼的行為で処分は適法だという、国歌斉唱時の起立が一般の儀礼的行為だというふうに考えてるんでしょうかね。やはり、自分の良心に照らしてみても、ここで立つべきか立つべきでないかっていうことを考えなきゃならん。そんないいかげんなものじゃないと思います。その点で、これは上級でどういう判断でるかということですね。

最後、本年4月の入学式における教職員の不起立が、管内では1校のみとなったことについては、教育委員会としても重く受けとめています。重く受けとめるというのはわかりました。そう教育委員会に思わせたいために、いろいろやってる人がいますね。5月12日の空知プレスに空知管内1校で、それは美唄だって。美唄の学校の名前まで載せました。空知プレスはね。私は空知プレスに聞いたんです。この記事は何だと、どういうことかというのを書いたんですかと。そしたら、責任者の方がこれは配信記事ですというふうに、私に答えた。配信記事というのは、通信社かなんかからもらった記事だということですよ。でかいところで共同通信なんていうのが。それで、私はそれ以上何もということないですから、ああそうですかって引き下がった。ところが、5月12日には、北海道新聞も道議会の文教委員会の様子として、全道の卒業式・入学式の実施状況を報道してるんですよ。ところが、プレスの記事は、道新の記事とは大きく違うんですね。そして、要するにねらいは美唄の学校1校をあぶりだすという、そういうことです。

5月11日の北海道議会・文教委員会のやりとりというのがありました。それ全部調べてみました。そしたら、学校名まで聞いてるんです。自民党の文教委員の方が。道教委は学校名は明かせませんというふうに答弁してるんですよ。だから、あの時点では誰も知らないんです。それが、12日にプレスに学校名が載ったってことは、なんでしょうね。あり得ないことです。それは、美唄の学校をあぶりだすという、そういう不純な意図を持っ

た人間がプレスに情報提供したというふうに私は考えてます。重く受けとめて、この後どうなさるかというね、それはこれから教育委員会が考えられることだと思いますけども。私は、北海道中の学校が、全部一色になってね、国歌斉唱したらパッと立って大きな声で君が代を歌うという姿になることが正しいのか、そうじゃないぞっていう学校があちこちにまだ残っているというのが正しいのか、道民はよくよく考えるべきですよ、今。一色に染め上げた結果どうなったかっていうのは、物すごい痛い経験を日本はしてるわけでしょう。そういうことを求めることに教育委員会が加担すべきじゃないということを私は繰り返し申し上げている。よくよく考えてください。

長くなってすいません。終わります。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答えします。

労働慣行についてであります。慣習法第2条及び民法92条において、慣行事項の取り扱いが定められており、慣習法では法律に定めがない慣行についてのみ慣習法となり得ると規定し、民法においては、慣行事項が長年の間、反復継続し、一般的に同様行為が行われると認められる条件にあるとき、と規定をしております。これらの法令に関して、民間においては、慣習法、民法、双方の適用を受けられるものでありますが、公務員の場合は、勤務条件等に関し法令や条例に詳細な規定があることから、民法の規定は適用されず、慣習法の適用の場合は極めて少なく、法令と異なる労働慣行は、法的拘束を持たないもの

となっております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 午後1時まで休憩いたします。

正午12時09分 休憩

正午12時59分 開議

- 議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、長谷川吉春議員。

- 7番長谷川吉春議員（登壇） 平成22年第3回定例会に当たり、大綱3点について市長にお尋ねいたします。

今、急激な円高株安の進行による景気減速、中小企業、地場産業を初め、日本経済全体が悲鳴を上げています。また、総務省が発表した労働力調査では、7月の完全失業率が5.2%で5カ月連続して5%を超える深刻な状況が続いています。

こうした状況にもかかわらず、菅民主党政権は消費税に固執、衆議院比例定数の削減、また、沖縄県民の願いを踏みにじる普天間基地移設検討作業の発表、憲法をないがしろにした安保防衛懇談会の報告書など、アメリカ財界へのつながりを示す姿勢をますます強めています。同時に民主党は14日投票の代表選挙に向けて、国民の暮らしそっちのけの権力のための権力闘争と国民から批判される選挙戦に集中しています。

こうした事態の大元に日本の政治の深刻なゆがみを生み出している異常な対米従属、財界、大企業の横暴な支配という2つの異常が

あり、その打開なしには、深刻化する国民生活を前向きにすることはできません。

大綱質問の１点目は、農業行政についてであります。

その１つは、異常気象による農作物の影響についてであります。９月に入ってから各地で３０度を超す猛暑日が日本列島を襲っています。昨日の５日には京都府京田辺市で３９．９度、福知山市で３８．３度、兵庫県西脇市で３８．３度となっており、北海道各地でも連日３０度を超す暑さが続いてきました。そして、それによる農作物の被害も各地で発生していることが新聞などで報道されています。本市の場合、異常気象による農作物の影響がどのようになっているのかお聞きいたします。

２つ目は、戸別所得補償についてであります。民主党政権が農業政策の目玉としている戸別所得補償は、当初の期待と異なり、農家や関係者の間に戸惑いや不信感を広げています。今年度、水田だけを先行させたモデル事業がスタートする中で、生産の現場には大きな問題が出てきていますが、本市においてはどのような影響が出ているのか、今年度の申請状況と昨年度と比較して農家経営にどのような影響が出ているのかお聞きいたします。

また、来年度から戸別所得補償が本格的に実施されることになっておりますが、美唄市においてはどのような影響があると思うのかお聞きいたします。

３つ目は、日米ＥＰＡ及び日豪ＥＰＡ交渉についてであります。ＥＰＡというのは日豪ＥＰＡ経済連携協定、日米ＦＴＡ貿易協定を含むアジア太平洋の構築を目指す民主党の新

成長戦略の名称でありますので、規模が大きくなりますので、その中の日米ＦＴＡ及び日豪ＥＰＡの交渉についてお聞きいたします。

私はこの問題については、平成１８年第４回定例会や平成１９年第１回定例会でもお尋ねいたしましたが、民主党が政権についてから農産物の輸入自由化の方針が一層強まっています。菅政権が６月１８日に閣議決定した新成長戦略、「元気な日本」復活のシナリオでは、従来の公共事業依存や市場原理に基づく貧困と格差の拡大ではなく、第３の道と称して強い経済、強い財政、強い社会保障に基づく戦略を打ち出しています。その中心の１つがアジア経済戦略であり、ＦＴＡ・ＥＰＡ戦略に基づく農産物の全面的な自由化であります。この交渉が進めば、北海道農業、日本の農業が壊滅状態になることは明白であります。この交渉に対して、市長はどのようなご見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

４つ目は、免税軽油制度についてであります。２００９年にガソリン税などを特定財源とする法律が廃止され、一般財源化されました。農家の皆さんが多く使う軽油は、地方税の軽油取引税の税率は１リットル当たり３２円１０銭となっています。しかし、道路を走らない農業用機械などや船舶、倉庫内での重機などは申請すれば免税が認められています。この免税制度が地方税の改正によって道路特定財源が一般財源化されるために２０１２年３月末で廃止されることになっています。道路特定財源が一般財源化されることには道理がありますが、免税制度も廃止されることになると、農業経営に大きな負担を強いられることになります。免税制度は、これまでも延

長などの措置が講じられてきましたが、引き続き制度を存続させることが必要だと思います。農家経営を守るためにも、この制度の存続を国に働きかける必要があると思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、国民健康保険についてであります。国民健康保険に加入している多くの人たちは、国保税の高額負担のため、受診を抑制する事態が増えています。北海道では加入国保世帯数89万2,201世帯のうち、滞納世帯が17万3,015世帯、19.45%となっていますが、美唄市においては、加入世帯数4,723世帯のうち、滞納世帯が590世帯、12.5%となっています。国保税の高負担の要因が1980年代以降国民健康保険に対する国庫負担の削減を繰り返してきたことがあります。全国では、市町村の総収入に対する国庫支出の割合が、1980年に59.5%であったものが、2007年には25%にまで低下しています。この間、加入者世帯の平均所得が276万円、1990年から2007年には167万円と大きく下がっており、一人当たりの保険料が6万5,284円から8万4,367円と逆に上がっています。このことは、被保険者にとって保険税がもはや負担の限界を超えていることを示しています。国民が、また市民が安心して医療にかかれる国民健康保険の再生が切実に求められています。そこで、本市での国保の現状についてお聞きいたしますが、1点目は、国民健康保険の基本的な考え方についてであります。市長は国民健康保険について基本的にはどのようにお考えなのかお尋ねします。

2点目は、国保会計総収入に対する国庫支出金の20年間の推移についてであります。国保会計の総収入に対する国庫支出金が年々下がり続け、このことが国保会計を圧迫し、市民負担を増加させていると思いますが、平成2年度から17年度までの5年ごとの推移と、平成18年度から21年度までの状況がどのようなのかお聞きいたします。

3点目は、国保加入者の平均所得の10年間の推移についてであります。たび重なる不況の中で国保加入者の所得が年々下がってきていると思いますので、過去10年間の推移をお聞きしたいのですけれども、それが無理であれば、5年間の推移がどのようなになっているか、お聞きいたします。

4点目は、一人当たりの保険税の10年間の推移についてであります。平成13年度から隔年で結構ですのでお聞きいたします。

5点目は、支払準備基金についてであります。平成21年度決算書の財産に関する調べでは、国保の基金が4億5,473万4,000円となっていますが、これを加入世帯数で割ると、1世帯当たり約9万6,000円余りになります。この基金を活用して、市民負担の軽減のための保険税の引き下げができるのではないかと思います。検討の余地がないのかどうか。今後の基金の見通しはどのようなになるのか。また、基金を一般会計に貸し付けていると思いますが、現在どのようなになっているのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、公営住宅についてあります。5月の末に開催された議会報告会で参加された市民の中から、公営住宅について意見が出されました。空き家がたくさんあ

るけれども、家賃を安くすれば入る人が要るのではないか。とか、古い住宅で空き家であれば取り壊してはどうか、などの意見も出されました。本市の公営住宅の現状についてお聞きいたします。

1点目は、公営住宅の現状と入居状況がどのようになっているのかお聞きいたします。

2点目は、入居希望者の5年間の推移についてお聞きいたします。

3点目は、ペットの飼育についてであります。公営住宅ではペットの飼育が認められていませんが、あちこちから苦情が寄せられています。ペット飼育の現状とどのように対応しているのかお聞きいたします。

4点目は、今後の住宅運営計画についてはどのようにお考えなのかお聞きいたします。

以上この場からの質問を終わります。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、主な農産物の作況についてであります。小麦は調製作業がほぼ終了するところですが、登熟が不十分であったことから、品質、量とも平年を下回る見込みです。水稻は生育は早まっていますが、不稔割合や品質等にばらつきが見られ、収穫してみなければわからない状況であるほか、大豆、タマネギは7月、8月の降雨による湿害の影響で、昨年より減収が見込まれ、グリーンアスパラガスも春先の低温等により昨年よりも収量が減少している状況であります。

次に、戸別所得補償の申請状況についてありますが、モデル対策における今年度の加

入申請は、対象となる販売農家の100%が申し込みを済ませております。また、昨年度の対策と比較して交付額が減少する地域の影響を緩和するため、激変緩和が実施されたことにより、本市もこの対象となったことから、ほぼ昨年度並みの交付額が確保されていると考えておりますが、すべての対象作物の収穫販売等も終わっていない現時点では交付金額が確定していないため、制度導入の影響を含めた検証はできない状況にあります。

次に、来年度から本格実施される戸別所得補償制度は、国の概算要求段階における農林水産省の農業者戸別所得補償制度の骨子によると、今年度限りとなっている激変緩和調整枠を発展的に解消して産地資金を創設するほか、畑作物については、現行の水田畑作経営所得安定対策を廃止し、畑作物所得補償交付金を創設して、生産数量に応じた数量払いを基本に、作付面積において支払う面積払いを併用する仕組みとすることなどが示されたところです。現時点では詳細が確認できないことから、今後関係団体等との情報収集に努める中で、本市に及ぼす影響などについてまとめてまいりたいと考えております。

次に、日米F T A及び日豪E P A交渉についてであります。協定締結により関税が撤廃された場合、日本の重要品目である米、小麦、牛肉、乳製品などの価格暴落や生産減少などの事態が生じ、本市農業はもとより、北海道農業や関連産業が大きなダメージを受け、地域経済や市民生活にも多大な影響を及ぼす危険性があると認識しております。

このため、道や市長会、農業協同組合中央会などで構成する北海道農業・農村確立連絡

協議会において、日豪ＥＰＡ交渉に当たっては、米、麦など重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切に対応すること等について、国などへ要請してきたほか、今年も北海道農業・農村確立連絡協議会及び北海道市長会として同様の要請を行っております。

今後は、日豪ＥＰＡ交渉に加え、日米ＦＴＡ交渉の動向を注視し、関係団体等とともに、必要な要請活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、免税軽油制度についてであります。この制度は、道路を走行しない農林業用の機械や漁船で軽油を使用する場合など、特定用途に限り軽油引取税を免除するものですが、平成２１年度の税制改正で目的税から普通税に移行されたことにより、平成２４年３月３１日までの特例措置となったところであります。この免税軽油制度が廃止されると、営農経費が増加し、農業経営はさらに厳しくなることが予想されますので、今後、関係機関や団体等と協議を進め、必要な対応等について検討してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険について、国民健康保険の基本的な考え方についてであります。市町村の国民健康保険は社会保険や共済組合などの被用者保険に加入しない農林水産業や自営業の方が多く加入する保険であり、近年においては、加入者の構成に変化が見られ、高齢者や低所得者の多くを受け入れる状況にあり、住民に身近な地域保険として国民皆保険制度を支える重要な保険であると考えております。

次に、支払準備基金についてであります。国民健康保険支払準備基金は保険給付に要す

る費用の支払いに不足を生じたときの財源に充てることとしており、平成２２年３月末残高は４億５，４７３万４，０００円となっております。平成２１年度決算において出納整理期間中に７，０００万円を取り崩し、国保会計に繰り入れていることから、平成２２年５月末の残高は３億８，４７３万４，０００円となっております。また、平成２２年度予算において、基金の取り崩しを１億９，３２０万２，０００円見込んでおり、平成２２年度末の基金予想残高は約１億８，０００万円程度と見込んでおります。国保の財政運営は現在に至るまでこの基金を活用することにより、税率改正を実施せず運営してきておりますが、医療費の増高が続いていることから、今後引き続きその動向を見きわめてまいりたいと考えております。

なお、国保支払準備基金の一般会計の貸し付けについては、平成２１年度末に２億５，０００万円全額既に返済されており、現在貸し付けは行っていないところであります。

次に、公営住宅について、ペットの飼育についてであります。市営住宅の入居に際し、犬、猫等の飼育は周辺に迷惑を及ぼすことから禁止としておりますが、ペットのにおいや鳴き声などの苦情が寄せられた場合には、職員が直接訪問を行うなど、必要な対応に努めております。

次に、今後の住宅運営計画についてであります。本市の人口や世帯数の推移並びに既存公営住宅の状況を踏まえ、今後における少子高齢化に対応することなどを目的として、平成１６年度に策定した美唄市公営住宅ストック総合活用計画の見直しを今年度予定して

おります。この計画の見直しの中で既存市営住宅の適正な維持保全や用途廃止などについて、検討してまいりたいと考えております。

なお、国保会計総収入に対する国庫支出金の推移について、国保加入者の平均所得の推移、一人当たりの保険税の推移については市民部長から、公営住宅の現状と入居者の状況について、入居希望者の5年間の推移については、都市整備部長から答弁させていただきます。

私からは以上でございます。

- 議長内馬場克康君 市民部長。
- 市民部長岩本良一君 国保会計総収入に対する国庫支出金の推移、国保加入者の平均所得の推移及び一人当たりの保険料の推移につきましては、私から御答弁させていただきます。

初めに、国保会計総収入に対する国庫支出金の推移についてであります。歳入総額及び国庫支出金の金額と国庫支出金の歳入総額に占める割合について、平成2年度から平成17年度までの15年間で5年ごとで申し上げますと、平成2年度においては、歳入総額26億6,913万円に対し、国庫支出金は12億0,064万円、割合は45.0%となっており、平成7年度歳入総額31億4,927万円に対し、国庫支出金13億8,784万円、割合44.1%、平成12年度歳入総額32億7,165万円に対し、国庫支出金13億0,226万円、割合39.8%、平成17年度歳入総額32億3,394万円に対し、国庫支出金12億1,495万円、割合、37.6%となっております。

また、平成18年度から平成21年度まで

の直近4力年の状況につきましては、平成18年度歳入総額34億2,457万円に対し、国庫支出金10億8,969万円、割合31.8%、平成19年度歳入総額39億6,498万円に対し、国庫支出金11億7,749万円、割合29.7%、平成20年度歳入総額36億5,580万円に対し、国庫支出金9億5,524万円、割合26.1%、平成21年度歳入総額35億9,096万円に対し、国庫支出金6,070万円、割合24.0%となっております。

これまでの20年間では都道府県への税源移譲や、医療制度改革による新たな交付金の創設などにより、国庫支出金が減少してきている状況にあります。

次に、国保加入者の平均所得の推移についてであります。国保税額の算定基礎となる課税標準総所得を単純に全体の被保険者数で割ったものを各年度の当初賦課時点で申し上げますと、平成17年度は被保険者一人当たり32万2,539円、平成18年度35万1,979円、平成19年度36万9,331円、平成20年度43万6,230円、平成21年度45万7,716円となっております。

次に、一人当たりの保険税の推移についてであります。国民健康保険税の現年度分の一人当たり調定額について、平成13年度から2年ごとで申し上げますと、平成13年度は一人当たり7万5,878円、平成15年度7万2,717円、平成17年度6万6,443円、平成19年度7万2,039円、平成21年度8万1,332円となっております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 都市整備部長。
- 都市整備部長山口隆慶君 公営住宅の現状と入居者の状況について、入居希望者の5年間の推移について、私の方から御答弁いたしたいと思います。

初めに、公営住宅の現状と入居者の状況についてであります。現在の団地数及び管理戸数は市営住宅が16団地、管理戸数1,084戸で入居率は約95%、道営住宅は2団地で管理戸数170戸で、入居率は約99%となっております。

次に、入居希望者の5年間の推移についてでございます。市営住宅、道営住宅合わせまして、平成17年度が公募回数9回、公募戸数71戸に対して、応募者数が446名、倍率は約6.6倍、平成18年度が公募回数7回、公募戸数43戸に対して、応募者数が298名、倍率は約6.9倍、平成19年度が公募回数6回、公募戸数38戸に対して、応募者数が186名、倍率は約4.9倍、平成20年度が公募回数6回、公募戸数45戸に対して、応募者数が263名、倍率は約5.8倍、平成21年度が公募回数6回、公募戸数57戸に対して、応募者数が176名、倍率は3.1倍となっております。

私からは以上でございます。

- 議長内馬場克康君 市民部長。
- 市民部長岩本良一君 先ほどの国保会計の総収入に対する国庫支出金の推移のところ、平成21年度の国庫支出金の額に誤りがありましたので、再度、答弁さしていただきたいと思います。

平成21年度の国庫支出金8億6,070

万円でございます。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 7番、長谷川吉春議員。
- 7番長谷川吉春議員 一通り御答弁いただいたわけですが、この場所から、何点かについて再質問させていただきたいと思います。

1つは、農業行政ですが、1点目は、戸別所得補償についてであります。この戸別所得補償、これいろいろ問題があるという具合に考えております。そのうちの2点についてお話ししたいと思いますけども、その1つは、所得補償の水準が低すぎて、米価の暴落を放置してる。そのために問題解決の展望が見えてこないということであります。所得補償の金額の計算の根拠になっている標準的な生産費を1俵60キロ当たり1万3,703円としておりますけども、この額は、農水省自身が公表している米の生産費1俵、1万6,497円よりも大幅に低くなって補償が全く不十分だと言わざるを得ないわけです。加えて、米価がどんどん下がった場合に、追加補てんの基準となっている標準的な販売価格も下がり、十分な補てんにならないという不安も出されているわけであります。しかも補償額が全国一律であるために、生産費の高い地方などでは、赤字の一部を補てんするにとどまって、稲作経営の困難を解消することができないというのが実態であります。しかも、民主党政権が米価を支えるための政府の買入はしないと一貫して主張して、現在、現実に進んでいる09年度産の暴落を放置してきていたわけです。買入自体によりやく応じたものの、買入価格を低く抑えられているわけで

す。さらに、豊作の際の過剰米の処理の仕組みを廃止するなど、米価の下落を促進する役割さえ果たしている。農家が所得補償される分安くさせてもらおうということで、各地で米の卸業者による買ったたきも広がっているわけです。暴落を野放ししたまま所得補償でカバーしようとすれば、補償に必要な予算が限りなく膨れ上がって、制度の破綻が必死だということが目に見えているわけであります。

もう一つの問題は、戸別所得補償が輸入自由化の推進と一体となってるということがあります。鳩山さんが日米ＦＴＡ自由貿易協定、日豪ＥＰＡ経済連携協定、ＷＴＯ農業交渉など前向きに積極的で、新成長戦略では、アメリカ、オーストラリアを含むアジア太平洋ＦＴＡの構築、これを目玉に掲げているわけです。自由化推進で一貫しています。山田正彦農水副大臣が世界はそういう方向に流れているんだと。だから畜産でも畑作でもセーフティネット、所得補償を急いで整備しなければならない。このように発言しているわけですが、所得補償を自由化受け入れの条件づくりとして位置づけているわけであります。輸入を自由化して、農産物価格が一層低落すれば、補償と言ってもまさに穴のあいたバケツに水をつぐようなものと、このように農家の人たちから言われているわけであります。

農産物の所得補償政策は、価格補償政策というのとは違うわけであります。現在の民主党政権における戸別所得補償制度の導入は、農産物の輸入規制をしなくてもよい政策につながって日米ＦＴＡ及び日豪ＥＰＡの協定締結に連動してくるものと考えています。このため、農産物の再生産を補償し、農業を再生

していくという観点から、現在の戸別所得補償ではなく、価格補償を中心にした政策に転換するべきでないか、このように思うわけですが、こうした内容を国に対して要請すべきと、このように思います。市長のお考えをお聞きいたします。

次に、ＦＴＡ、ＥＰＡについてお聞きいたします。６月１８日に閣議決定した新成長戦略では、２０２０年までに実現する目標として、ＦＴＡやＥＰＡをアジア太平洋、さらにインドやＥＵ欧州連合と結ぶことを行程表にしています。スタートとなる今年度は早期実施事項として日米ＥＰＡの検討、日豪ＥＰＡ交渉の推進、日本、中国、韓国のＦＴＡ研究などを挙げています。

１０月、１１月に横浜市を中心に開かれるＡＰＥＣについては、２０２０年を目標にアジア太平洋自由貿易圏、ＦＴＡＡＰを構築するための道筋を作る場と位置づけています。自公政権時代にスタートした日豪ＦＴＡは、民主党政権になって１０回目の交渉を重ねています。

岡田外相は６月７日に開かれた日豪経済委員会シンポジウムで大局的観点から、締結に全力を挙げると熱心であります。その背景には、経団連が閣議決定の３日前の６月１５日にアジア太平洋地域の持続的成長をめざしてという文書を発表しました。この中で、政府の実行計画にない協定締結期限を明記しております。

日豪ＥＰＡは２年後の２０１２年、日米ＥＰＡは５年後の２０１５年までの妥結を求めています。ＦＴＡは農産物や工業製品など、物の貿易にかかる関税を原則として撤廃する

2 国間や複数国家間の協定です。E P A は人の移動やサービスなどを含むさらに広範囲な協定です。日豪 E P A が締結されると農水省の試算では日本の小麦、砂糖はほぼ全域、乳製品、牛肉も半分以上が打撃を受けます。食品企業などの関連産業を含め、3 兆円以上の被害を受けます。さらに、米や大豆、果実などほとんどの農産物が影響するアジア太平洋 F T A の締結となると、アメリカ、カナダ、中国という農産物輸出国も加わり、ほぼ全面自由化になります。農水省の国境措置を撤廃した場合の国内農業への影響は、米では 8 割減という壊滅的な状況になります。畜産も 8 8 % が減少します。現在の 4 1 % の食料自給率は 1 2 % まで落ちるわけであります。こうした、協定が締結されれば、美唄市は勿論、北海道農業が壊滅的な打撃を受けることとなります。

これまで市では、農業団体などとも協力しながら、国に対して、要請されてきておりますけれども、最近のこの政府の動きは常に活発化して、のっぴきならない状況という具合に言えると思います。より一層強力な働きかけが必要だと思っておりますけれども、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、国民健康保険についてであります。先ほどの御答弁でね、国保会計総収入に対する国庫支出金の 2 0 年間の推移ということで、いろいろ数字出していただきました。金額は別としても、パーセントだけ若干申し上げますとね、平成 2 年が国保会計における国庫支出金の割合が 4 5 % という事になっております。それから、それが平成 1 7 年には 3 7 . 6 % に下がっているわけですね。さらに、それが平成 2 1 年、ここまで来ると 2 4 % まで

下がってる。この 2 0 年間で約 2 0 % も下がっているわけですね。もちろんこれは先程、御答弁にありましたように、都道府県の税源移譲の問題とか、あるいは医療制度の改革による交付金の創設などによって、名目上の国庫支出金という形が減少してるということがあると思いますけれども、しかし、実際の中身でみれば、長年続いてきた自公政権の中での小泉内閣のとってきた構造改革路線、いわゆる長年にわたって社会保障費を 2 , 2 0 0 億円ずつ削減すると、このことが国保会計に対する国庫支出金の減少となって端的にあらわれていると、このように思うわけであります。

先ほどの御答弁で、この 5 年間の一人当たりの平均所得がどうなのかということでお聞きしたんですけれども、この中では、平成 1 7 年度が一人当たり 3 2 万 2 , 5 3 9 円と、それがどんどん上がっていったって、平成 2 1 年には 4 5 万 7 , 7 1 6 円と。こういう具合に毎年上がっている訳ですね。ここの数字を見ると、この 5 年間で平均所得がどんどん上がっている。例えば、平成 1 7 年には 3 2 万何ぼ、2 1 年には 4 5 万 7 千何ぼということですね、4 割以上の所得が上がっているということになるわけですね、数字上で言えば。しかしこれは、実際に今の美唄市民の所得の実態を反映していないという具合に思うわけです。この計算がどういう計算してるかというと、国保税額の算定基礎となる課税標準の総所得を単純に全体の被保険者数で割ったものという具合になっているわけですね。この間の医療といいますか、国保会計で大きな変化ということ言えば、高齢者医療制度ができて、7

5歳以上の人たちが大量に国保会計から抜けていくという問題だとか、この間、少子化が進んで、働く人たちが少なくなったということになりますかね。いわゆる、この計算は生まれたばかりの赤ちゃんも含めて、働いていない人たちも含めての一人当たりの計算ということになるわけです。だから、後期高齢者の人たちが大量に抜けていくとか、あるいは少子化によって子どもたちが少なくなるということもあって、そういうことの反映で所得が上がっているという、数字として表われているんでないかという具合に思いますけども、この数字だけ見ると、必ずしもこれは美唄の所得を表してる数字ではないという具合に思うわけです。

先程も1回目の質問で申し上げましたけども、この10年間ぐらいの間で国民の平均の所得でいえば250万ぐらいから160万ぐらいまで大幅に下がっているわけですね。だから、全国的に大幅に下がっているのに、美唄市民だけが4割以上も値上がりするということはありえないわけですから。この数字自体で言えば、余り当てにならない数字と言え、計算してくれた人に失礼なんですけども、計算の仕方にそうしたことがあるんで、数字としてはそういう具合に出てきたという具合に思うわけです。

私は、言いたいことは、国による国庫支出金がどんどん減らされてきて、それが逆にそのことが、大きな市民負担にはね返ってきているということが数字からも言えると思います。この10年間の一人当たりの保険料で言えばどういう具合になってるかということ、平成13年度では7万5,878円、これが一人当

たりの保険料です。これが平成21年度では8万1,332円に上がっているわけですね。だから、国庫支出金がどんどん切り下げられてきて、それが保険料の値上がりとしてはね返ってきてるということが、数字の上からも明らかだと思うわけです。

先程、国保会計の準備基金のことでお聞きしましたけれども、準備金が4億5,473万4,000円あるけれども、平成21年度決算では7,000万円を取り崩してると。また、平成22年では、1億9,320万2,000円を取り崩す予定だということですよ。そうすると、残高が1億8,000万ぐらいになるわけです。去年、今年の状況から見ますと、こうした国保会計の現状から見ますと、あと1年か2年ぐらいしたら保険税を大幅に値上げしなければならない。そういう事態になるんでないかという具合に心配するわけです。

私は、こうした状態から見てもね、そうしたことを避ける、市民負担を増やすということ避けるためにも、やはり国庫支出金を大幅に増やすということを国に対して働きかけていかなければならない。そうでなければね、今の現状のこの枠の中って言いますか、中だけで見るとね、やはり1、2年の間に、国民市民に対する保険税の値上げということをお願いしないとならないということになると、そうしたことの負担が受診抑制につながると。また、滞納が増えるということにもつながっていくと思うわけです。こうしたことから、国に対しての国庫支出金を大幅に増やすよう国に対して働きかける必要があるんでないか、このように思うわけです。市長のお考えをお

聞きしたいと思います。

次に、公営住宅の問題です。議会報告会の中で出された意見などでも市民の方ではあんまりよく状況がわからないというか、周りに目に見えるもので、いろいろ判断するというか、そういうところもあるのかもしれませんが、団地があちこち空いてるところたくさんあるんだから、家賃を安くしてどんどん入ってもらったらいいいんでないかと、あるいは古くなってるところはどんどん取り壊した方がいいんじゃないかということなどの意見が出されました。そういうことでね、今後の市営住宅に対してどのように運営計画を考えてるのかということをお聞きしたいわけです。

もう一つの問題は、ペットの問題ですよね。住宅でペットを飼わないようにという事にはなっているんですけども、現実にはあちこちでそういうペットを飼っていることで、あちこちから苦情が出てるという問題もありますけれども、同時に今民間の住宅、借家に入っている人たちでも、ペットを飼っているために高い家賃を払ってペットを飼ってるんだと。だけでも家賃の負担が大変だから、市営住宅に入りたいんだけど、ペットを飼えないから移れないんだということもよく聞くことなんですよね。私は、こうした人たちの要望に応えると言いますか、そういうためにも空いている住宅、1棟とか2棟とか、一定の区域を決めて、ペットを飼ってもいい住宅何棟かをつくってもいいんでないかと、そのように思うわけです。そうしたことに対してのお考え、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

戸別所得補償制度についてであります。先に、農林水産省が発表した農業者戸別所得補償制度概算要求の骨子では、この制度の目的理念を農産物の販売価格が生産費を恒常的にして下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することとしております。

私としましては、農業経営の現状を考えると、こうした戸別農業者に対し、生産費の不足分を直接補てんする制度は必要であると考えております。また、今回の国の新しいこの制度を、利用したというか、卸売業者に買ったたきをするというような、こういうモラルが本当に疑われるような商業活動が見られる現状でありますけれども、この制度が今後よりよい方向に向かうための調整等も必要かと思っております。この制度が本当に実行あるものとなりますよう、私どもも国に対してさまざまなこれからの微調整も要望してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、日米F T A及び日豪E P A交渉についてであります。米、麦などの重要品目の関税が撤廃されて協定が締結されますと、本市農業はもとより、北海道農業の崩壊、さらには地域経済社会の崩壊といった深刻な事態が危惧されますことから、関係団体等とこれまで以上に連携を密にしながら、今後とも国の動向を注視し、必要な要請活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、国保会計における国への要望についてであります。これまでも北海道市長会を通じ、昨年、今年と要望活動を継続してきておりますが、言われるように、基金残高が減少して、国保財政がだんだん逼迫するような状況になってございます。このことを解消するためにも、私どもも国への要望を更に強めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから老朽化してる団地についての解体計画とか、ペットの飼育についてであります。団地の用途廃止につきましては、今後見直しを予定しております美唄市公営住宅ストック総合活用計画の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、団地内のペットの飼育についてですが、犬、猫等の飼育はお年寄りの孤独感を癒すなど、精神的な支えになると言われておりますが、市営住宅にはさまざまな方々が暮らしており、ペットの飼育については、飼育者のマナーの問題とともに、動物を好まない入居者やアレルギー疾患をお持ちの入居者への配慮など多くの課題があることから、現状ではペットの飼育は禁止としておりますが、今後、他市の事例なども参考にしながら、また、今言われるように、地域を分けるとか、本当に棟を分けてやるとか、地域の方々、それから入居者の方々とも話し合いながら、この施策については、私は具体的に検討してまいりたいというふうに思ってます。今、本当にひとり暮らしで、寂しく暮らされている高齢者の方も多数おりますから、ペットを飼うことで、その癒される環境になれば、私どもは、これは市民にとって本当に良い施策となるよ

う、十分その当たりを検討してまいりたいなと思ってますんで、御理解願います。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

2番、森川明議員。

●2番森川明議員（登壇） 平成22年第3回定例会に当たりまして、大綱5点について市長、教育長にお伺いいたします。

1点目は、道立身体障害者リハビリテーションセンターの民間法人経営移譲の経過についてです。この件について、来年4月に民間移譲先が決定したとプレス空知等も報じられて、はっきり言って驚いています。移譲先は社会福祉法人クピド・フェア、岩見沢市志文で、道の選定委員会が現行のサービス水準の維持など条件に、6月の16日、知事に報告、来年4月1日に移譲されるとのことで、既に2カ月も経過をしていますが、全く知らされていないわけです。

クピド・フェアは昭和41年に設立、平成8年に社会福祉法人岩見沢緑生園から、現在の名称に変更されています。さらに、市選出道議も道リハビリセンターの民間経営移譲先が、来年4月から決定されたと、安心して譲渡できるとの記事もちょっと、これは先走った感があるわけですが、空知プレスに載っていました。市議会はリハセンターに対しまして、市が抱えている福祉のまちづくりにとって必要不可欠な道立の施設であり、市民から民営化しても結局は先細りするんだと、市民の声を、市からの消耗品等の購入も限られ、さらに、労働条件が悪化をすると、そういう危険性もある。見直しには反対すると疑問の声が多く、移譲方針の撤回、道立施設として存続することの意見書を22年の第1回

定例会で全会一致で原案どおり決定し、知事、道議会議長に提出してきた経過がありますし、市においては、機能の維持向上と6項目にわたって、要望書を道に提出、都度、丁寧に説明を受けるとの確約があるわけで、その点についても6項目は守られたのかどうか、道からの情報収集に努める、この答弁を踏まえた経過、あわせて市選出道議から市長に説明があったのか。話が余りにも先行し過ぎているわけです。9月の定例道議会後でなければ、具体的な方向づけが決まらないという意見も調べる中から耳にしました。市選出道議の自慢らしい記事を初め、ことがとんとん拍子に進み、市がつんば棧敷にされている感もありますので、この件について市長の答弁を求めます。

2点目は、東明公園の花いっぱい運動の実現、特に池周辺の整備についてです。東明公園は、春は1,600本の桜、5,000本のツツジが咲き誇り、夏は池のハスの花がかわいい花をつけ、秋は赤と黄色の美しいもみじ、冬は歩くスキーのコースとして四季折々の自然が楽しめる市ガイドブックにありますが、都度、公園に立ち寄ってみますと、何か物足りない感じをしていました。特に、池の周りの花が不足をしているんです。このような状況のもとで熱心な市民の1人、小野益次さんから環境整備花壇のつくりのアイデアマンとして日夜実現に向け努力を重ねており、数々の提言を受けました。

最初は十勝の芽室町を初め、道内の公園地内、特に池のあるところを花を觀賞しつつ、考えついたのは水芭蕉でした。市内の各所訪れ、水芭蕉移植に没頭しました。しかし、国

有林、道有林内等の湿地であったりして、困難な面が多くそれでもあきらめません。執念です。ところがある日、あの知床においてヒグマがおいしそうに水芭蕉を食べていたと。大好物と聞きまして、断念した経緯があります。そこで、水芭蕉に変えて考え付いたのが、花ショウブとアヤメです。既に芝桜を森と緑の会の協力で一部整備が進んでいますが、花に囲まれるまでには至っておりません。花ショウブは6月下旬まで湿地で見所ですが、アヤメは7月下旬までと長期間觀賞ができ、どこでも育ちます。

市長、アヤメの移植をしてみてもいいですか。もちろん、市の財政事情は承知しており、アヤメは増え続けますので、市民に寄贈を求め、メロディー等の呼びかけをし、移植作業は市民の協力のもとに実行すべきと思われます。

市を訪れる観光客は、21年度、36万3,531人、これは施設の利用者、宿泊者、イベント来場者数の合計で、市が公表しました。14万人の主なものではゆーりん館、2万8,000人のアルテピアッツァ、2万7,000人のアルペンゴルフ、1万4,000人リンクスゴルフ、2万2,000人の宮島沼、東明公園は桜まつりは1万2,800人です。ちょっとほかから比べると少ない感をしております。

知恵と工夫によって市民の憩いの場として、花運動の展開によって年間を通じての集客増に努力をすべきです。花いっぱい感動を与えてくれます。観光客等は東明公園池周辺の花により、癒しとやすらぎを感じ、魅力ある地域づくりの一環にもなりますので、市長の

考え方を伺いたします。

3点目は、空き地、空き家、空き店舗の現状とバンク登録制度についてです。

最近、市内を見て驚きました。各地で空き地、空き家、シャッターを下ろした空き店舗が多く目にします。このような現象は、全国的な傾向かもしれませんが、市として地域ごとに調査をしているのか、その実態、あるとすれば、概要でも伺いたいと思います。

この件について、人口流出その歯止めの対応策として、自治体が行き組んでる事例があります。由仁町は町外からの移住者等の住宅確保を想定をし、空き家・空き地バンク登録制度があります。個人申告で、平成19年度から町のホームページ上にコーナーを開設、現在まで空き家4件、空き地17件の登録済みとなっています。これまで、当事者間の交渉で、空き家、空き地、それだけ2件ずつ、計4件成約をみました。今後も積極的に取り組み、推進を図るとしてはいますが、市有財産のため、あくまでも所有者等の意見、意向に基づく登録をしていく方向とのことです。

次に、妹背牛町では、これも住民の定住対策の一環として購入や賃貸が可能な町内の空き家、空き店舗を調査をし、これに町のホームページに掲載しています。その結果、空き家22件、空き店舗5件を確認、売却や賃貸の意見が確認でき、そのできた空き家は4件、空き店舗2件について、所有者や築年月などホームページに紹介をされています。この要旨の登録制度、周知、PR情報の提供が必要ですが、少子化、高齢化、過疎化が進み、人口減の方策として注目すべきですし、防災・防犯上環境美化と民事的な面、これあ

りで、克服すべき過大も多くありますが、自治体の取り組みとしては評価できます。

市も定住対策につきまして、3日の一般質問が、同僚議員からもありました。インターネットを活用し、不動産情報の提供の面で取り組みをしてる旨の答弁がありましたけれども、このバンク登録制度について考え方を伺いをいたしたいと思います。

4点目は、民生児童委員と保護司に関してです。今日、社会問題化している高齢者の安否確認、本日も同僚議員からも質問ありました。昨日もテレビでは連日増え続けていると、毎日増えてる。100歳以上の20都道府県で350人が安否が分らないと。この長寿社会の深刻な現状を騒動は示しており、何かおかしい世の中となっていました。100歳以上の戸籍の生存者でも全国ではなんと6万5,535人になると。道内では2,200人。その最高齢が江別市の146歳の男性で文久生まれです。大阪市は安政4年生まれの152歳の男性、大阪市は100歳以上が5,125人もいたそうです。横浜では、1840年生まれ、170歳、私よりちょうど100歳上になりますけど。それが何と遠山金さんと同じ年であるとか。また、山口県の防府市では186歳、文政7年生まれの男性、西郷隆盛と同じ歳と。これには坂本龍馬もびっくりしてるでしょうということと、さらに上があったと。もっとひどいのは、長崎県の壱岐市、これは離島ですけども、200歳の男性で、ポーランド出身作曲家ショパンと同じ歳であると。これは思わずなんか吹き出しそうになってしまいますけれども、40年以上行方不明だとか、帰って来ない高

高齢者の住民登録地を市が訪れたら高速道路になっていたとか、笑えない事実が本当に数多くあるわけなんです。

戸籍に関しては、今時点ではなかなか法が定まってないというよりも、改正がされていないだけに、ナンセンスとの意見もあることも事実ですが、そこで、高齢者のこの所在確認、全国各地で民生委員が訪問し、電話による確認に走り回っています。民生委員は、道内で全市町村で1万人以上おります。市の場合、このメロディーの1月号に地域ごとの名簿が掲載されておりますけれども、88名でした。民生委員は慢性的に不足を生じ、年齢制限が撤廃されたようですけれども、連日汗を流し、年間活動費が支給されるものの不足で、手弁当という声も聞かれます。市は1から5方面にそれぞれ担当する民生委員に對しまして、地域ごとの面積だとか、あるいは高齢者の数、人口等とバランス面から見て十分なのか、不足しているのではないか、活動費は十分なのか、市長の考え方をお伺いします。

次に、保護司についてです。1年になる裁判員制度、この執行猶予判決が保護観察付きというケースが非常に増えてるという、道内でも担う保護司が不足しており、担当者は大変です。道内は犯罪状況や人口から保護司法に基づく定められている定員は3,560人で今年の4月、実人員より約1割下回る3,238人でした。それも一人で何人もの担当を行うために業務は増加をし、対象者の就職相談だとか、あるいはきめ細かく対応しなければなりません。更正に支障が出ており、道内の平均年齢も64歳と高齢化しています。

ここにもいろいろと基づくパンフレット等があるわけですが、協賛金集めを初め、社会参加活動等、積極的な行動を行っています。保護司は法務大臣の委嘱される非常勤の国家公務員で、交通費などの実費以外は無給で、これ等も手弁当が多いようです。今後も保護観察付き判決が多く出される中で、保護司の身分保障や経済的援助は十分なのか。市も現在26人の欠員があると関係者は申していました。法務局所轄でありますけれども、市長は地域福祉の面から現状をどのように掌握をしているのか、お伺いをいたします。

次に5点目ですが、毎回質問をしております教育問題についてです。当初は教員の多忙の要因の1つとして従前から議論をされていましたが、現在の40人学級に果たして妥当なのかどうかということで、教育長に伺う予定でしたが、過日、文科省の第8次教職員定数改善計画案が示されました。中教審の提言、各種アンケート集約結果として、31年ぶりに少人数化されようとしております。詳細な内容はわかりませんが、2011年度から2018年度までの8年間で定数を30ないし35人で小学校、中学校までは段階的に引き下げる。少人数化を図るとのことです。あわせて大幅な教員増員による予算の確保、来年度の概算要求に盛るとのことです。民主党政権ですからこの件は大丈夫でしょう。教員の安定的財源確保は当然の成り行きなんです。現在、道内の中学校では、生徒数が871人の最も多い千歳市の富丘中学が24学級ですが、生徒の多い学級担任は成績表の作成など事務処理が多く、負担増は一人一人に目が行き届かない。特に、3年になる

と学力の差が生じまして、個々の進度にあった指導が必要であり、強く35人学級実現を望んでいました。

市長、ちょっと調べてみまして、想像もつかない実態に当たりました。三井美唄小学校です。これ三井美唄炭鉱の好況によって昭和31年度3,418名の児童がいたと。6学級にしますと、1学年570名です。単純計算で1学年13クラスと。おそらく全道1、さらに全国トップクラスのマンモス校で美唄にあったわけなんです。31年ですから、ちょうど私が高校に入ったばかりの年です。

教育長、11年度からの新学習指導要領の実施で授業数や指導内容が大幅に増加をされます。民主党も少人数学級の推進をマニフェストに盛り込んでおりますので、実現が近づいて来ました。いよいよという感じです。この計画案で入学見込数を試算した場合、市では何校が該当し、学級増に伴う場合、教室の確保は十分なのか、30人から35人学級に対する考えを含め、お伺いをいたします。

次に、全国的に問題になっている小中学校の不登校の実態についてです。最近の新聞に載っていました。経済的や病気でもなく、長期にわたり学校を休む。ひどいのになると、小学校を卒業したものの、中学校に一度も行かないで卒業してしまう。この場合、校長の判断で卒業できるっちゃうことらしいですね。義務教育ですからいたしかたないのかもしれませんが。

さらに、学校に行っても保健室に通う隠れ不登校、年々増加をしていくそうです。2009年度、病気や経済的理由以外で年間30日以上欠席した全国の不登校は、12万2,

432人です。内訳は小学生2万2,327人、中学生10万0,105人、これも驚くべき数字です。道内は小学校が37人増の765人、中学生2人減の3,468人、1,000人当たりの不登校者数は0.2人増の9.9人、全国に比べ不登校者数の割合は低いものの、小学生の増加が目立っています。理由は本人にかかわる問題ですけれども、いじめを除く友人関係、親子関係等となり、岩見沢市は小学生12人、中学生47人の59人、今年に入ってから小学生10人前後、中学生25人前後いるそうです。この件について、市の現状と具体的な対応状況をお伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長桜井道夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えします。

初めに、道立身体障害者リハビリテーションセンターの民間移譲についてであります。北海道が4月に立ち上げた選定委員会において市からの要望書や意見書を踏まえ、現行のサービス水準の維持などが図られることなどを条件に選定を行った結果、社会福祉法人クピド・フェアを選定し、来年4月に譲渡を予定する旨の通知が、6月25日付文書で北海道保健福祉部長からありました。

なお、市としましては、リハビリセンター移譲に当たっては、道との連携を密にしながら協議を行うこととしております。

次に、東明公園の花いっぱい運動について、池周辺の整備についてであります。現在、池の水際周辺に花ショウブなど植生しており、今年度春、美唄森と緑の会により、池堤体付

近の法面にシバザクラ 1,300 株を植栽し、環境整備を行ったところであります。東明公園はソメイヨシノ、エゾヤマザクラなど、約 2,000 本の桜とツツジが咲き誇る空知管内における桜とツツジの名所となっており、多くの市民、観光客に利用され、親しまれているところであります。今後の環境整備につきましては、関係機関、各種団体等と連携を図るとともに、アヤメなど花の種類も含め、市民の方々の貴重な御意見を伺いながら検討を行い、より多くの市民が訪れ、親しまれる東明公園を目指し、市民との協働による環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き地、空き家、空き店舗登録制度について、空き地、空き家等についてであります。空き店舗については、中心市街地を中心に把握に努めており、空き地については草刈りなどが必要となる土地について、一部把握しているものの、その他の空き地や空き家については把握をしていないところであります。

空き家バンク制度につきましては、同様な取り組みとして、不動産物件の情報をポータルサイト PiPa に掲載して、有効な活用につながるよう情報発信に努めているところであります。掲載する情報は美唄市移住・定住推進協議会に加入し、宅地・建物取引業の資格を有する民間業者の方を通じて、随時最新情報に更新しており、物件を求めている方がいれば、直接その業者に御連絡や御相談をしていただけたところであります。

市としましては、現在、厳しい経済状況にある中、民間の皆さんと協力して少しでも土地・建物の有効活用につながるよう、インタ

ーネットを活用した不動産情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、民生児童委員、保護司についてであります。

民生児童委員についてであります。初めに、現在本市においては、民生児童委員の欠員はないところであります。

次に、配置基準ですが、民生委員法第 4 条の規定に定められており、人口 10 万人未満の市では 120 から 280 の世帯ごとに民生児童委員 1 名の配置となっております。本市の場合、平成 17 年に実施されました国勢調査の世帯数が 1 万 1,902 世帯ですので、43 人から 99 人が配置の基準定数となっており、現在民生児童委員 78 人、主任児童委員 10 人の合計 88 人が就任しており、約 150 世帯に 1 名の割合となっております。また、市内を 5 つの方面に区画割をしており、それぞれ 13 人から 18 人の方が配置されており、定数及び方面の数については、国の基準の範囲内と考えております。

なお、民生委員の業務が多忙なことから、現場の実態を踏まえ、今後とも必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、保護司についてであります。保護司は、法務大臣の委嘱を受け、犯罪や非行に陥った人の更正を支援する非常勤の国家公務員で、保護観察官とともに対象者との面接や保護観察中に決められた遵守事項を守るように指導するなど、社会復帰への手助けをする重要な任務と承知しております。保護司の定数については、法務大臣がその地域の人口、経済、犯罪状況などを考慮して定めることとしており、本市の場合 26 人と定められ、現

在のところ欠員はないものの、近い将来、年齢的な問題などから欠員が生じる可能性もあり、後任の候補者の選任について大変憂慮していると伺っております。

市として今後とも、美唄地区保護司会と連携を図りながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君（登壇） 森川議員の質問にお答えします。

初めに、小中学校30人から35人学級についてであります。文部科学省は本年8月に、来年度から30年度までの8年間で小中学校における1学級の児童生徒数の上限を、現行の40人から35人に、小学校1年については30人に引き下げ、教職員を1万9,400人増員して対応するなどの新公立義務教育小学校教職員定数改善計画案を発表しました。

計画案では、まず35人学級の実現を目指し、来年度に小学校1、2年生で実現し、以降、小学校は平成27年度までに、中学校は平成26年度から平成28年度までの3カ年で段階的に実施した後、小学校1、2年生の30人学級を実現しようとするものであります。この改善計画案が実施された場合、本市においては、市内中心部の4つの小中学校に影響が生じることは想定されますが、今後も児童生徒数は減少傾向にあり、現在の学級数より増加することはないと考えております。

なお、少人数学級が実現されることにより、教員の目配り、気配りが広がり、きめ細かな指導が行われることを期待しているところで

あります。

次に、小中学校の不登校の実態についてありますが、年間30日以上学校を欠席した不登校児童生徒は、平成19年度、21名、平成20年度、19名、平成21年度、23名となっており、その主な要因としては、友人関係、集団不適應などとなっております。

各学校では、不登校児童生徒を支えるため、生徒児童にかかる校内委員会を設置し、担任を中心に家庭訪問を実施するとともに、教室以外の登校場所や放課後に登校機会を確保するなど、学校との接点づくりに努めているところでございます。また、学校へのスムーズな復帰を目指した適応指導教室に関する情報提供を行うとともに、子どもテレホン相談、子ども悩み事相談などの相談窓口の周知に努めているところであります。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 2番、森川明議員。
- 2番森川明議員 それでは、自席から再度意見を含めまして、質問をいたしたいと思えます。

1点目の道立身体障害者リハビリテーションセンターの民間移譲についてです。どうも市長の答弁は何か簡単過ぎる感ですっきりしません。はっきり言うと。協議は行ってきたと、確か答弁にありましたけれども、なぜ協議を行ってきたんだったら報告はないのですか。市選出道議は安心して移譲できると、こういう記事を出したんです。安心して移譲できるという、そういう記事を出してるんですよ。市はしっかりと協議をしてきたというんだったら、安心ということ、これ市選出道議の話ですけれども。これはどういうことにな

るのかと。何度も申しますけれども、道に対して6項目の要求の関連もあるんです。ですから、その市選出道議と市長、話し合った経過はないのですかと聞いたけれども、一言も触れてこない。ないならないでもいいんですよ。再度この点をお聞きをいたしたい。

このリハセンの機能維持向上については民営では余りにも課題が多く、道の動向待ちの感をしていましたけれども、何かこの民間移譲というのは、その民間ありきという形で進んでいるような、どうもそういうふうを受け取れるんですよ。市長はクピド・フェアについても選定委員会から来年4月に移譲予定と伺ったというふうに、たしかメモしました。どうも今までの報告がないというのがすっきりいかないんですよ。9月の道議会議論の経過を見てとの判断ですか。そうしますと、オフレコですか、これは。記録にとどめない。記載はしないという申し入れがあったのではないかといううがった見方、憶測をしてしまうんですよ。そうしますと、何回も言ってますけれども、道選出道議の記事、安心して移譲というのは、取り扱いというのはまことに軽率というか、軽はずみに思うんですが、その点どう感じますか。このままでは、6項要求は反故にされる危険がありますよ、これ。きちんと再度道に申し入れをし確約はできる、その点についてもきちんとした答弁を求めたいと思います。

2点目は、花いっぱい運動の関係ですけれども、これは市長の前向きな答弁を期待をしていました。このところ、空知管内の市町村というのは、すごいですね、花に対する力の入れ方。私も各市町回りながらパンフレット

いっぱい集めて見てみますと、花、花、花ですよ。どこも花で夢中になっていると。非常にいいことだと思うんです。

岩見沢市は御承知のようにバラ、これ6月から10月まで2万2千、あやめ公園の花ショウブ、カキツバタ、これも有名ですし、滝川市は丸加高原のコスモス、菜の花、これは黄色い絨毯で120ヘクタール、全国的にも有名ですね。赤平市は赤城山のルピナスの園、蘭フェアは道内最大クラスと書いてありました。深川市や丸山公園のカタクリ、夕張市は石炭の歴史村のバラ、由仁町は御承知のとおり由仁ガーデンの百何本のリナリア、6月から秋にかけてです。北竜町はひまわりの里、これ世界のひまわりがある。国内、日本の最大クラス、日本一だと。沼田町は萌の丘のルピナス、秩父別町のローズガーデン、これも全道有数ということで、多くのバラを見に観光客が訪れていると。隣の奈井江町はユリ科のヘメロカリス、ツツジ、長沼町はライラック、これ一つ一つ言ったらきりがありませんけれども、本当に力を入れております。

人生には幾つもの、ちょっときざな表現になりますけれども、人生には幾つものハードルがあるわけなんです。それが花によってほんの少しの間でも心の翼を癒してくれます。何か気持ちも爽快感と躍動感をあふれ出させてくれるわけです。花は訪れる人々を包み込む優しさがあります。東明公園はハイキング、散策にも最適でオアシスゾーンであり、池の周りの季節の花とカリヨンの塔のメロディーによって新たな時を告げる。そのひとときが必要なんです。市民のアイデアを吸収しまして、これは貴重な意見、その実現のために市

長が音頭を取って、ぜひ努力をしていただきたい。このことを再度申しておきます。

3点目の空き地、空き家、空き店舗バンク登録制度についてですけれども、市も移住推進協議会とタイアップし、ポータルサイトPiPaでホームページに立ち上げているというようなことです。定住推進を図っているとのことですけれども、何かPR不足というのが思うんです。これはインターネット利用者の感ですから、もっと広報誌等にも取り組んでいる状況を市民に周知徹底を図っていただきたい。あわせて、空き地、空き家、空き店舗、この関係についても大変難しい局面に当たるかもしれませんが、市は地域別にいったいどの程度があるのか、この辺も市としては掌握をしておく必要があるやにも思いますので、その点も1つ検討課題としてとらえていただきたいなというふうに思うわけです。

前の質問のときにも限界集落について市長も対策として冬期間に複数世帯の集まる、住む、そういう方法も考えてみたいと申しました。今離農も進んでおりますけれども、高齢者が市街地に移り住むケースも想定できるわけです。市営住宅、先ほどもいろいろ質問の場でお答えしておりました。しかし、まだまだ不足、競争率を見ますと、物すごく高い率だなという感じも受け取りました。アパート等も必要になってきます。人口流出を防ぐための住みよい市に更なる対策を、これはもう急務ですから講じていただきたい。このように思います。

4点目の民生児童委員、保護司の件についてですが、高齢者の安否確認、この事件で行

くって書いて旅、行旅死亡人、これ、行旅死亡人という表現使うらしいですね。私も知りませんでした。行旅死亡人という言葉を知ることができたわけです。

急激な少子高齢化と核家族化社会、身寄りの無い無縁社会が進行しております。この実態では何か敬老という言葉がむなしさを感じます。全国には個人情報保護法を盾に、高齢者の名簿を民生委員に出さない自治体があるということもお聞きをいたしました。個人情報の利用にはプライバシー保護の観点から、いろいろ異論も聞かれることも事実です。しかし、人の命にかかわること、民生委員の任務はより重要性を増しておりますし、市長も答弁で申してましたけれども、地区割の関係、これが妥当なのかどうかを含めて、さらにその活動費ですね、これも適切になるかどうか、非常に多くの課題も多いわけですから、改善に向けて協議をし、ひとつ検討していただきたい。このように思うわけです。

保護司の件につきましては、市に欠員があるとの認識でしたけれども、市長の答弁では補充されたようです。2008年の保護司日より105号によりますと、市の保護司会長は、就任あいさつで、定数枠も減らされると。それに伴って多岐にわたる業務が増しているというふうに申ししておりました。いわゆる年々多忙を極めてるということです。こういう現状の下で、法務局所轄といえども、やはり、もっと実態を掌握をする中から連携を密にし、連携を深めていただきたい。検討もするように、申し入れするところは申し入れしていただきたいなというふうに思います。

なお、この件についてですけれども、民生

委員と保護司につきましては、事実上ボランティアでやってるんだと。不足でなり手もないんだと。制度そのものを見直すときに来ているんでないかという9月の3日の北海道新聞の読者の声に出ておりました。私も同様な意見としてタイミングよく読者の声も出ましたので、1つ掲載されておりましたこともつけ加えておきたいと思います。

5点目の、教育の関係についてです。30人、35人学級、これ大賛成なんです。市では中心部4つの小中学校に該当が予想されるんでないかという答弁。少人数学級で子どもが向き合う時間をつくる。今、必要性を求められているわけですし、現在の子どもは以前には考えられない心の変化が激しく、授業時間も一人の教員では目が届かないと、こういう実態が報告されているわけですから、答弁にありました目配り、気配り、この広がり、大いに期待をしてるわけです。

不登校の問題につきましては、要因は心の問題だけに具体的な解決法が見つけづらい事も確かです。市の実態、毎年20名前後とのはたしか答弁と記憶しております。これは深刻ですね。家庭訪問、あるいはテレホン相談とか悩み事相談等を通じて対策を講じているようなんですけども、心のケアをどう対応するか。学校、家庭、社会、一体として1つ適切な指導をお願いをいたしたい。このように思うわけです。

教育長、今回の定数改善計画案では、先程もご報告ありました教員の増が8年間で5万1,800人ですか。という報告、見込んでるというような、たしか答弁がありました。メモしました。

そこで、今、自治体の財政状況が厳しい中で、教育増による負担が重くのしかかり、教育予算というのは削れたら大変なことなんです。そこで、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合、これは、平成18年に2分の1負担から3分の1負担に変わったんです。国が3分の1、そして、都道府県が3分の2と、これ半々だったんですよ。それが変わったはずなんです。そこで、申し上げるのは、地方の負担を抑えるためにも、従前の2分の1負担にこれは戻すべきだと。あらゆる機会を通じて意見を言っていただきまして、はっきり2分の1च्छゅう表現はして欲しいと思うんですが、そう思うんですけれども。この点について教育長どう思いますか。お伺いをいたしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 森川議員の質問に順次お答えします。

1点目の、身体障害者リハビリテーションの移譲でございますけども、これについては、非常に残念ながら民間移譲ということが決まりまして、6月25日にその選定委員会の選定結果ということで、私どもに情報がきております。先ほど言いましたように、北海道保健福祉部長名で美唄市にきているところでございます。その中で、今後、道立身体障害者リハビリテーションセンターの移譲に当たっては、貴市と連携を密にしながら進めていく必要があるものと考えておりますので、御協力を賜りますようお願いいたします。というような文書でございます。選定に当たっては、選定理由の中で、特にサービス水準が確保される。あとですね人員の問題等も書いてござ

います。このような理由から選定されたというふうな情報をいただいたところでございます。

また、明日、クピド・フェアの理事長さんが、美唄市におこしになって、私どもその場で今まで要望していることを、さらに、この当たりの要望をしてまいりたいと、このように考えてございます。

それで、安心して移譲というような、いろんな記事があるということでございますけど、これは、個人的な感想だと思えますんで、私はこのことについて触れる部分ではないと考えてございます。

いずれにしても、移譲されるに当たっては、いろんな、今まで出している要望について、しっかりですね、反映していただけるようお願いをしてまいりたいと考えてございます。

それから、花いっぱい運動の件でございますけども、桜が3,000本ぐらいあったはずなんですけども、だんだん減りまして、1,600本に減ってしまったと。こういう現状から、この数を何とか増やそうということで市もですけども、民間の方にもいろいろ御協力願って、今、2,000本ぐらいまで増やしております。それで、やはり東明公園をもう少し魅力あるものしたいということで、民間の方がシバザクラを今年1,300株くらい植えていただいたと。これは高校生とか団体にも手伝っていただきました。

それから、今考えているのは、築堤を整備した部分で、下の方に、かつて失業対策事業に従事された方々に、御協力願って、素晴らしい花壇があったんですけども、あの花壇がなくなっている状況であります。あのような

素晴らしい花壇等をこれからつくるのも、私は一策かなと思っております。先程の花は岩見沢が中心にやっていますから、ちょっと花の種類はこれからいろいろ検討しなきゃいけませんけども、いずれにしても、魅力のある公園に、市民とともに作り上げていきたいと。この花いっぱい運動を、これからも協働の中で頑張っていきたいなと思ってございます。

3点目の空き地、空き家、店舗ですね。これは、先ほど答えましたように、移住・定住の協議会等でいろんな情報化をしまして、データベース的なものにはなってますけども、それを更にですね、充実してですね、活用が図れるよう、これを都会に向けてしっかり発信していきたいなと思っておりますんで、ご理解願いたいと思います。

それから、民生委員さんとか、それから保護司の皆さんですね。本当にボランティアということで、今大変な時代の中、ご苦労されてると、このことは私ども現状等は押さえているつもりでございますけども、それ以上に、個人情報の保護という問題が非常に強い中で、いろんなですね、自分達の思うことができないとか、それから、余りにもボランティアということで、全く手弁当的な要素もあるというようなことも伺っておりますけども、よくですね、この辺りは、お互い話し合いもしながら、今後ですね、国に対して要望できるものは要望してまいりたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。小中学校の30人から35人学級

についてでありますけども、今回の定数改善計画案では、少人数学級の推進等による教員の増加を5万1,800人と見込んでおりますが、今後8年間に児童生徒数の減少に伴う定数の自然減が見込まれており、実質的には1万9,400人の増員を必要としているところであります。また、義務教育費国庫負担制度における、国庫負担については、平成18年度から割合を2分の1から3分の1とし、その減額分につきましては、税源移譲により確実に措置するとされたところであります。教育委員会といたしましては、義務教育費は義務教育費国庫負担制度の根幹が尊重され、国の責務において確実に財源が保障されるべきものと考え、これまでも、北海道都市教育委員会連絡協議会等を通じて、道や国に対し必要な財源が確保されるよう要望しており、少人数学級の推進に当たっても、地方に財政負担を転嫁するような措置を行わないよう、国などに要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

- 議長内馬場克康君 2番、森川明議員。
- 2番森川明議員 市長に再度また同じようなことを聞く可能性もあると思うんですけれども。リハセンの関係について、またお伺いをいたしたいと思います。と言いますのは、何度も言ってますけれども、このリハセンの民間移譲、法人移譲の進捗状況等について、あれだけきちんとした新聞に談話を発表するということですから、その市選出道議との話し合いがあったのですかと何度も聞いてるんですけれども、市長はひとつも触れられていないと。なかったら、なかったでいいんですよ。その辺について、やっぱり、ちょっとお伺い

していることについて答弁をしていただきたいなというふうに思うわけなんです。それでリハセンのこの民間移譲につきましては、やはり、福祉のまち美唄を揺るがす大きな出来事ですよ、これ。市は道からの情報収集に努め対応すると言いつつ、その市民に対しては、ほとんど動きがわからなかったと。これが実態なんですよこれ。

市長は6月15日の選定の決定について、何かこう説明があったようにも受け取れるお答えをしておりましたけれども、そこで、22年の実は第1回定例会でこれ規則第56のただし書き規定によって発言を許していただきました。いわゆるこのリハセンについては、民営化は反対なのかどうかという最後の質疑に対しまして、市長は、「道立リハビリセンターの問題ですけれども、本市としては、民間に移譲することになってからもさまざまな機能と先ほどの人材の問題、職員の待遇、いろんな問題があります。これらがある程度理解ができなければ、これは民間移譲ということが決定できないわけでございますので、この当たりは道と十分今後とも調整をしながら、この件の確認、それから、この辺りの事が今後行われるようにしていただかないと、私どもは基本的に賛成できないという部分を打ち出してまいりたい。このように考えています。」こういう答弁なんですよ。いわゆる、基本的に賛成できないという、前書きはありますけど、部分を打ち出してると。このように答えてるんですよ。本日の答弁でも要望書、意見書等取り入れていただかないと、強くいただけるように強く働きをかけていきたいという、そういう言葉です。明日したら道からのいろいろ

る説明があるんですか。なんか、先ほどちょっとその辺に触れられたような感じもしますので、もしこれ、確認となりますと、私が耳にしている9月の定例道議会の推移というのは、なんかその場でこのリハセンの関係については協議をし、決定をします。その後でなければ、その発表ができないんじゃないかということもちょっと調べてるうちに耳にしたもんですから、何かその辺がちょっとどんだんだんだ先に進んできているというような状況のもとには、何かこうすんと落ちない面があることも事実なんです。

これあれですか、9月の道議会の推移を見守った後に予定されている法人と道と市と3者で協議に入るということで理解してもいいんですか。話し合いが不調に終わった場合はですよ。市長の答弁にありましたように、私どもは基本的には賛成できないという部分を打ち出してるんですから、反対の立場を貫くと、こういう判断でよろしいんですか。その点についてはやっぱり市長きちんとお答えをしていただきたいなというふうに思います。

それから、教育長、義務教育費の国庫負担制度における、国の3分の1の件、国庫負担3分1の件ね、いろいろと意見を述べ答弁でした。今やっぱり3分の2を都道府県が負担するのはとんでもないことですよ、これ。18年にどういう経過があって、変わったかいろいろその辺の推移の状況はあるにしてもですよ。財政負担を押しつけるべきでないと。社会の流れも変わったんですから。それで、教育委員会等の今後、連絡会議等あらゆる機会があるわけですから、その場を利用して教育長も先ほどいろいろ意見は言っていくとい

うことの答弁でした。私は、言いたいのは、国2分の1、地方2分の1、半々にしなさい、2分の1ということね、係数を出してきちんと要望しなければならないのではないかと、そういうことを言ってるんですよ。その点を、今後会議の場でどんどん、確かに教育長の答弁の中には、地方に財政負担を転嫁することはするなということ言っています。それはうなづけるんですよ。ただ、転嫁するのではなくして、半々にしなさいよということの意見をね、言っていただきたい。何度も言いますけれども、その点また付け加えることあったら、お答えをいただきたい、このように思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 森川議員の質問にお答えします。

私ども道の方に民間への移譲は避けさせていただきたいと。もし、民間への移譲が避けられないのであれば、道において、このようなサービス面とか、それから、職員の問題、それから、地元調達等のさまざま6点ほどのことをお願いしてる部分でございます。それで、道からは業者を選定したという報告が6月25日にきたと。その際、今後美唄市といろんな話し合いをしながらやってくというような文章がございます。

明日来られるのは、クピド・フェアさんの理事長さんが明日来ますんで、この民間の理事長さんに、これからやられる場合、このようなことで、私ども出してる要望について、しっかり御配慮願いたい。それで、なお道は9月に移譲に伴う条例廃止案を9月に出すということなもんですから、これが通ってから

正式なものになるというふうに承知してございます。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えいたします。

小中学校の30人から35人学級ですけども、義務教育費に係る経費負担のあり方については、これまで平成17年の政府与党合意の三位一体の改革におきまして、義務教育制度の根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持するという方針のもと、経費負担については、国庫負担金の割合を3分の1とし、その減額分については、税源移譲により確実に実施するとされたところであります。こうしたことを踏まえて、北海道教育委員会では、現行の仕組みを前提に、国の責務において確実に財源を保障すべきものと考え国に要望していることから、市教育委員会といたしましても、今後においてもこれまで同様に北海道都市教育委員会連絡協議会等を通じて、地方に財政負担を転嫁するような措置を行わないよう、国等に要望してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 森川議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により特に発言を許します。

2番、森川明議員。

- 2番森川明議員 ありがとうございます。

市長答弁ね、市長意外に頑固ですね、はっきり言うと。僕の言ってるのはね、この関係について、ああいうプレス空知の発表とした

いわゆる市選出の道議の記事もありましたから、恐らく市長とその問題について話し合いましたか、どうなんですかच्छूうことについては、一切触れないんですよ。3回目ですよ。一切触れてないと。ですから会っていませんなら会っていませんでいいんですから。なぜそれ言えないのかなと。

それから、9月にやっぱり道議会で条例の廃止やなんかあるんですね。そしたら、やっぱりその後にその廃止च्छूうのは、やっぱりきちんと公表されるということになるんですか。その辺がちょっとなんかわからなかったと。それと同時に、9月の条例廃止の後に明日はクピドから来るって言ってますけどね。今度その条例の廃止のあとに道と市と、それから、予測をされるその法人、民営化法人との話し合いで6項目の関係については、さらにその後に詰めていくと、そういう判断でいいんですか。その辺が、どうもなんか答えの中で耳を澄まして聞いていてもちょっとどういう具合に理解していいかच्छूうのわからなかったもんですから。

いろいろ声もありますので、そういうことですね、やっぱり市長そのところきちんとして答弁してくださいや。終わります。

- 議長内馬場克康君 市長。
- 市長桜井道夫君 森川議員の質問にお答えします。

9月の部分で条例廃止が道議会通ったら公表されると聞いてございます。それから、明日は、クピドさんの理事長さんが見えになるということで、これは、表敬という形になるうかと思えますけれども、3者の協議等は、私どもは申し入れておりますけど、この日程

についてはまだ決まっていないところでございます。

それから、道議との話はありますけども、いろんな案件、道にお願いする場合は、道議にこういう案件を出してるという話はしております。ただ、これについて、具体的に内容について、私は話し合ったことはありません。そういうことは事実でございます。

●議長内馬場克康君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 0 2 分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____